

209

# 昭和維新の顯現

附 齋藤隆夫代議士に告ぐ

特 246

698

東朝徳著

前東京警備司令官

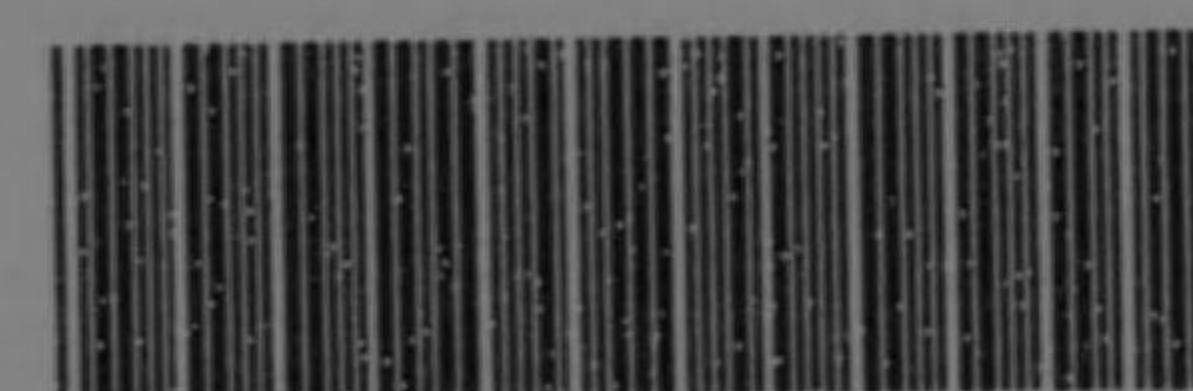
前陸軍戸山學校長

陸軍中將

香椎浩平閣下題字

巖頭に起立する日本、果して國歩艱難？

物心一如の皇道經濟の再建、屹らざる靈劍の威徳



\* 0003135000 \*

1

0003135-000

特 246-698

昭和維新の顯現

東朝徳・著

日本精神發揚会

昭和 11

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付  
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特246  
698



新 の 皇 謨

(御宸翰及御誓文謹抄)





天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕ノ罪ナレハ、今日ノ事、自ラ身骨ヲ勞シ、心志  
ヲ苦シメ、艱難ノ先キニ立チ 古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ始  
メテ天職ヲ奉シテ 億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ

朕ニヨニ百官諸公ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ御遺業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス、  
親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ開拓シ、國威ヲ四方ニ宣揚シ天下ヲ  
富嶽ノ安キニ置カン事ヲ欲ス

朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ 天地神明ニ誓ヒ大ヒニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立  
トス

- 一、廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スヘシ
- 二、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 三、官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 四、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ
- 五、智識ヲ世界ニ求メ、大ヒニ皇基ヲ振起スヘシ

## 序

著者は過去に於いて海外生活を試みること十有餘年、此の間、身に餘る外人の待遇を受け、感激に堪へざりしことも屡々であつた。其都度、我身を省りみて脳裡深く刻み込まれたるは、皇恩と國恩の忝なき感懷である。即ち、學に淺く菲才にして、徳乏しき身を以て此事あるは、實に 御稟威の賜ものにして大日本帝國臣民たりしからである。然るに、大正十三年の中秋の頃、現在の滿洲國內熱河に於いて部下十九名、余の監視外にて慘殺せらるる等の事件ありて、其遺族を慰問する爲め余儀なく歸朝するの己むなきに至り、爾來、帝都に居住すること十星霜に及ぶ。

此の十年の間に於ける、内治、外交の振はざるは今更言ふまでもなく世人の知悉せる所ならん。民心漸く頽廢して怠慢の氣漲り、思想の悪化、億兆一心の美風は廢れ却つて階級鬭争を激化して、遂いには國體を破壊せんとする不逞の徒を出すに至り、惡風淫々として停止する所を知らず。外に排日侮日の行はるる所となりて國家の前途、寔に憂慮に堪へざるものありたるとき、彼の滿洲事變の勃發することとなりて、國民精神一時に緊張して愛國の至情旺んなるに至りたるは、該事變の勃發其ものたるや全く天の攝理なるかを思はしめたのである。

茲に於いて吾人は、此の國民の自覺に依つて上下一致、以て皇國本然の姿に立ち還つて億兆一心の濟美を期し、大いに國體の精華を發揮し、益々 皇運を扶翼し奉り、舊來の陋習は打破され革進せらるるを期待したのである。然るに何ぞ國論二つに岐れ、非常時何ものなるや、非常時解消せり等の聲を耳にするに至り、革新は愚か、事變以前の狀態に還へさんとする風潮さへ見受けらるることとなり、此の新舊思想の摩擦が五・一五事件となつて現れたるに非ざるかを思はしめたのである。就中、五・一五事件の公判記録を閲讀して一層其感を深くし、此の語當らざることありと雖も遠からざるは事

實である。

二

故に爲政者乃至は支配階級に位置する人々が、此の五・一五事件の性質に鑑みて、改むべきを改るの風旺んなりせば、恐らく爾後の不祥事を發生せしめずして経過するを得たるにあらざるかを思はしむ。况んや、總理大臣をして、積弊の芟除を叫ばしめ、庶政一新を唱へしむるのみならず、現状維持派との評ある者をして一大革新すべきの秋なるを強調せしめたるが如き事實に於いて一層然りである。斯の如くなりしも、舊態依然として爲すべきを爲さず、爲さざるべからざることを爲し得ざりしを奇貨とし、新舊思想の間隙に乗じて不純なる非愛國者又は野心家の蠢動するところとなり、虛は實の如く、實は無なりとする。巧妙なる宣傳、惡辣なる煽動によつて純真無垢、而して前途有爲の青年、殊に軍人をして過らしめ犠牲にしたるが如き事實は以て、國民の責任にして國家の損失また幾何なるか知る能はず、更に之等犠牲者の心情を推察するとき切々として胸に迫るを覺ゆるは勿論、安政大獄の歴史眼前に彷彿たり、斯くの如き不祥事は一・二六事件をして絶後ならしむるは以て吾人國民の一大責任なるを痛感して己まず。まして、至尊の農林を惱ませ給ふ、教旨を拜察し奉れば、只管恐懼に堪へざる而已、如何にして對へ奉るべきか知る能はず、殆んど筆舌に絶す。

蓋し、吾人臣民の探るべき途は他にあるべからず、一意專心盡忠報國の念を以て一致和協、而して聖詔、聖旨を奉體し、内に國民生活の安定を期し、國家を富獄の安きに置き、外に、皇威を發揚し國威を宣揚し以て、農林を安んじ奉り、皇恩の萬一にも報い奉るの覺悟なかるべからず、思ひ此處に至れば自ら期する處を覺るべく、内外の諸情勢に順應して確乎不拔の國策の樹立を急務とす。之著者が平素抱懷する意見の一端を披瀝せしむるに至りたるものにして、稿を草せしめたる所以なり。

著者は我國體に鑑み、肇國の精神に顧みて天下悉く、至尊の齋しく愛撫し給ふ所にして、國民は、陛下の赤子であることを強調する。されば、赤子相討つを戒め、相討つの已むなきに立ち至らしむるが如き所爲も嚴戒せざるべからず、

殊に大衆の美名に依り又は愛國の被面を以て、純情なる青年子弟を過まらしむるが如き行爲は絶無ならしむべきを要す。即ち思想を善導すると同時に庶政一新の實効を收めざるべからず、故に漸進の美名に藉口して眼前の安逸を偷むが如きは嚴重に戒めざるべからず、斯くなるが故に、頗らざる靈劍の威徳を精神として、昭和維新を顯現すべく、新國策を提唱したり、國策氾濫時代に於いて何等か寄與する所あれば本懐である。

皇紀二千五百九十六年盛夏

## 著　者　記　す

目 次

序 説

新國策の提唱

五

新國策の樹立

一六

新國策の財源

二二

國債額と其他の金額

三四

公債償還法

三五

西園寺公の談

三九

藤山雷太氏談話

四〇

既成政黨の結成と其功罪

四一

齋藤代議士演説批判

四二

一、序 説

刮目して世界の現状を一瞥せば、錯雜、煩多にして、未曾有の難局に直面しあらうことを痛感するのである。

而して、徒らに、焦燥、或は、ファツシヨ、ナチス、ソヴェート、デモクラシー、資本主義、社會主義、共產主義等々或は舊套を追ひ、或は右に趨り、左に與するを以て、難局の打開策と心得あるかの如くなるも、之等の殆んどが人類生活に必須の要件たる、共存共榮、融合相愛の根本精神を没却し、餘りに、唯我に傾き、生存競走の目的が、進歩發達、福祉増進の建設に非ずして、弱肉強食の弊害助長の結果となり、周章、不安、平靜ならずして他の總てを惡鬼視するの憾なしとせぬ。隨つて、徒らに恐怖し、或は、嫉視、反目、抗爭となり、陰險にして惡辣である。斯くて正義人道の吹廻も國際道義の掛聲も、對外國民を欺瞞する虛偽の宣傳たるに過ぎぬ。

其當然の結果として、光明を失ひ、自己の影を見てさへ惡鬼に襲はれたるかの如く狼狽して、自ら混亂、紛争を起し、其の渦中に投じて喘ぎ、亂麻の如き情勢を醸し、其爲す所を知らず、遂に、世界を暗黒ならしめんとする感なき能はず。以上の如きは世界大戰の生める、無理なる構想に原因するであらうこと見遁し能はずとするも、竟畢、唯物偏重、自己偏愛、物質萬能の泰西文化行詰りの醜貌くびやうを見るが寧ろ至當であらう。

茲に於て眼を脚下に轉じて、國內事情を展望せば、我國內情勢も、世界情勢の縮圖たるの感なき能はず、國家の前途、寔に寒心に堪へざるものあり。顧みて、過去に於ける一再ならざる、不祥事件勃發の渦根も、或は、此處に原因するに非ざるかを、見遁し能はずとする。

茲に於て筆者は、親愛なる皇國民に對して、宇内に冠絶し、世界に光輝燐然たる唯一の存在は、一君萬民、億兆一心の我國體なることの自覺を喚起し、而して此國體精神に悖ることなきを期せざるべからざる事を勸告する。

顧ふに、神代の古より廣大無邊にして、仁慈無限の 皇室を戴き、皇恩に浴するは、皇國臣民無上の誇り涯なき幸である。

就中、明治維新の 皇謨、即ち、億兆に其處を得させ、其志を遂げさせ給はん大御心を拜し奉れば、感泣措く能はず、自ら、熱涙の頬を降るを覺ゆるのである。

斯の忝なき、叡慮を惶みて、克く忠に、克く孝に、億兆一心の濟美を期するは我國體の精華なることを心肝に銘じ、君に忠にして國に報ゆるは、皇國臣民最大の責務なることを忘失してはならない。

然りと雖も、現下の如き變態症狀を描寫せる、國民生活の現狀を如何せん、明治維新の 皇謨の御旨に背悖し、我光輝ある國體に適合せざる事また言を要せず。斯の如き事態は國力を進暢、民族を發展せしむる所以に非す。況んや皇基を恢弘して東亞の平和、併せて、世界の平和建設に貢献すること難きを想はしむ。斯の如きは、叡聖仁慈の 至尊に對し奉り臣下として大なる不忠の行爲と言ふべく、寸刻も速く、此の弊害を芟除し、秕政の匡正改革をする所である。

回顧せば、明治維新的大偉業は我國體に戻れる、武家專政の封建虐政を匡正改革し、尊皇開國皇政復古にあり、昭和維新は我國體に適合せざる唯物偏重の資本主義經濟と、之に伴ふ政治、教育、思想等萬般に亘りて、匡正革新し、泰西文化不消化の原因たる弊政を改め、一發の彈丸を使用せず、一滴の鮮血をも流さずして肇國の精神に基き、皇祖、皇宗の御遺訓を奉じ、萬民悉く 陛下の赤子たる信念の裡に、明治維新的皇謨の御旨を體して、之を、忠實、如實に實踐し、國民生活の上に、我國體の精華を發揮せしむる事にある。

誰か、第六十九回特別議會に賜りたる、勅語を奉讀して、恐懼感激に堪へざるものやあらん。就中「今次東京ニ起レル事件ハ朕カ憾ミトスル所ナリ」と仰せ給へる 聖慮を拜し奉れば、單に反亂の事件其のものに止まらず、事件發生の原因を御心に籠めさせ給へるものと拜察すべきである。聖慮を奉じて、忠節の及ばざるを思へば、寔に泣涕の至りに勝へぬ、只

管 恐懼感激に堪へざるのみ、如何にして 聖慮に應へ奉るべきぞ。苟も 聖諭に應へ奉らんには、自ら決する所なかるべからず、即ち、國運の進暢と難局の打開に効すべく、其原動力たる國民生活の安定向上を具現すべく、國家を運営し、國家的、國民的、要求の昭和維新的顯現こそ肝要である。

されば、東西文化の再検討を要し、歐米思想の眩惑より醒めて其の非を悟り、ファッショを排し、共産主義を退け、民主主義を制壓し、我國體に不適合なる、唯物偏重の資本主義制度を是正改革するを要す。而して、物心一如の統制ある皇道經濟を再建し、皇道文化の顯彰に努め、遍く 陛下の赤子をして堵に安んぜしめ、國民生活の安定向上を圖り、民力の伸暢、國力の充實、國防軍備の增强擴充を期し、萬一の國難に備へ、國家を富嶽の安きに置き、上 聰明に應へ 農撫を安んじ奉り、過去、不忠の罪を償ひて餘りあらしむべく、庶政一新の實効を收めざるべからず。

茲に於て筆者が憾みとするは、第六十九回特別議會の成績である、即ち、政府に庶政一新の志あるが如きは、窺知するに難からずとするも、之を具現すべき政策の樹立に缺け、徒らに、漸進の美名に藉口して或は彌縫對策に腐心せるに非ざるかを思はしめたるが如く、大政黨また一大革新を爲すべき國家的、國民的 requirement は澎湃として、吾々の眼前に押寄せて來て居ると論じながら、其實は現狀維持に吸々たりしが如き之である。

以上の如き衆議院の狀態にては、如何に、聖旨奉戴の決議を全會一致を以て爲したりと雖も、恐らく、往年尾崎豎堂翁の提案にて、政治、經濟、思想の三大國難の決議を同院一致を以て爲したると同様に、其禍根の芟除を爲すこと能はざるのみか倍々國難に培ひ來りたるが如き結果に終りたる事實に等しく、慢然、記錄に活字として殘存せしむる以外、何等の効果なかりし事に想到せざるを得ぬ。事態、斯くの如くにては、時局の匡救、時艱の克服は愚か、況んや政黨が、徒らに舊態依然の醜態を持続せるが如きは、恰も、政黨自ら政黨を否認せしむるが如き思想を培養する結果に終るべく、先般、垂れさせ給へる 聖諭に應へ奉る所以に非ざる事また言を要せず。國民の信倚に副はんと欲する既成政黨者流の斷然、自

戒、猛省を要する所である。

國民總意の反映機關たる議會の情況、民意の代表機關と稱する政黨の現狀が斯の如くにては、一般國民、殊に生活苦難と鬱ひ續け、働くど樂にならざる下層階級及び、人心倦むと言ふより腐れつゝある失業者は、議會を頼まず、政黨を信賴せずして、余儀なく政黨以外の、忠實眞劍に、國防完備の重責完遂に精進せる、軍部に依據し、軍部の活躍にのみ期待するの傾向に趨るは必然の勢ひなるべし。斯くては、立憲政體の治下に於ける政黨の面目何處にあるかと言ふ外はない。熟々考ふるに、政黨無用論や、政黨解消論の叫ばるゝに至つた所以も、實に政黨が正しく時局を認識せず、政策を樹立し之を實行するの誠意と氣魄を有せざるに因るのであらう。

さりながら一般國民と雖も、無自覺にして、拱手傍観を許さるべきに非ず、各々 聖諭に應へ奉るべく格段の奮起を要する事は言を俟たざる所なり。現下の國情に於ては政黨も、政治家も、軍人も、官僚も、學者も、勞働者も、農漁、商工の區別なく、所謂、上下一致、官民一體となりて、皇事に勤勞すべき秋である。是、筆者が昭和維新顯現の爲め、其所懐の一端を披瀝して、新國策を提唱し、江湖の参考に資せんとする所以である。

## 新 國 策 の 提 唱

國策は國家經論の大本である、故に國策の樹立に當つては、先づ、皇國大日本帝國本然の姿が如何なるものであるか、我國家的、民族的使命が如何なるものであるかを充分に自覺して掛からねばならぬ。即ち、我建國の歴史を顧み、其本義を會得する必要がある。惟ふに、天神「ただよへる國を修理固成し」給ひ、荊棘を拓いて國土を平かにし混沌の中より秩序を定められ、續いて、列神は產業を起し、豐葦原瑞穂國を固め、以て民衆を適歸するところを形成せられ、更に諸神は或は根の國（大陸）に或は常世の國（南洋方面）に分派せられて、各國造りを行はれた。

即ち、混沌の中より秩序ある樂土を創造することが、我等の 天祖の精神であつて、而かも此の理想を四方に及ぼす努力をなされたといふ所に深甚の意義がある。

神祖 天照大御神は三種の神器を以て經國の大方針を示現あらせられ、之を我 皇道の神護とし給ふた、申すまでもなく、鏡は公明正大を象徴し、勾玉は仁慈博愛を意味し、劍は勇武、斷行を表明する。

此の三種の神器の象徴する精神こそ、我 皇道精神であつて、又建國三千年來一貫せる我國家的精神に他ならない、天壤無窮の 皇運これによりて、日に日に隆へ新たなる事と拜察し奉る。

皇祖 神武天皇は此の神慮を繼承し給ひ、天業を恢弘すべく皇師を起して普ねくまつろはぬものどもを親征あらせられた、此の皇師の勳業こそ公明正大、仁愛の涯りなき 皇德を武勇によつて實現せられたものであつて、皇國陸海軍の淵源は實に此處に存するのである。

天皇、肇國の鴻業を果させられ、大和の檍原に皇都を奠めて 皇基を中州に定め給ふや 天神を奉齋して敬神崇祖の大

孝を申べさせられ、諸臣に對して各官職を授けて其任務を分ち、此處に萬邦無比の我國體の基礎を確立し給ひ、又各地方の產業を起して蒼生の康寧に 聖慮を及ぼさせられた。

殊に建國の當初下された 勅は我肇國と皇道の精神を次の如き文字によつて表示せられてある。

「義必ず時に隨ふ。苟くも民に利有らば何ぞ聖造に妨はむ。且た當に山林披拂ひ官室を經營りて恭みて實位に臨み以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を受けたまふ徳に答へ。下は則ち皇孫正を養ひたまふ心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや」

此の六合を兼ね、八紘を掩ふといふ大理想は 皇祖か 天祖以來の天業の大精神を祖述あらせられたものであつて、實に我建國的一大宣言と拜察しなければならぬ。

斯くの如き宏遠極りなき大理想、公明・仁愛、武勇の大精神を繼承せられた我 列聖は之が發揚を御躬らの道として則らせ給ひ、我國民は此の 皇道翼贊を以て建國以來の國是となし又自らの使命として君民一致、上下協力、此の大理想、大精神の宣揚に向つて進み來つたところに我國體の精華が存し、我國の誇りがある、即ち國民は 皇室と咸其徳を一にすべき深遠なる國體の上に君民、國土、道德共に不可分の鐵則の下に肇國せられたのである。

我國史を顧るに、固より此の國民精神の發露に一張一弛はあつた。即ち中世以降に於ける武家の專制政治の如き之である。

政權一度武家の把握するに至るや、皇國本然の姿は無視され、互いに羈を争ふに至り、同胞相討ち、軍雄割據して優勝劣敗は武力に依つて決せらるゝ状態となり、國民生活は士農工商と區別さるゝ所となりて世襲とされ、如何に能力優秀なればとて農は農、工は工、商は商となりて國家的損失幾何なるか殆んど知るべからずと言ふべく、善良なる國民生活は全く武家の犠牲とされ一日の安きを求むることさへ能はざりし時代もあつたのである。斯くの如きことは我國體に戻るのみ

ならず、皇祖 皇宗の御制に背き奉り眞に淺間しき次第である。皇國民たるものには深く戒め、再失態なからんことを期するは勿論、我國體の尊嚴を堅持することを忘れてはならない。

斯くの如く天意に背きし武家政治は徳川の末期に至りて全く凋落し、殊に弘化、嘉永の年間に外國船の來航して威嚇する等の事件も起るに至つたのである。此頃 畏くも 仁孝天皇 孝明天皇に於かせられては、いたく、宸襟を惱し給ひ、讒言を拜察し奉れば、寔に惶き極みである。此幕府の虐政に憤慨して尊皇の志厚き憂國の志士、各藩に蹶起するものありて、幕府に大政奉還を迫り其勢ひ旺んとなつて、幕府の強權なる彈壓も正義の志には到底抗すること難く、慶應三年の春遂に大政は奉還され、茲に於いて古の制度に復せられ海内一統の御世となつたのである。之即ち 皇政復古明治維新の大偉業である。實に明治維新的大偉業こそは、我國體に戻りしを常態に復したまへるものにして、皇國本然の姿への還元であつた。

維新回天の偉業なるや 畏くも 明治大帝は本書の冒頭に掲記したる 御詔勅を賜りて萬民保全の道を立させ給ひて、建國以來の國是を更に明確に示させ給ふたのである。

聖旨の在るところを拜察し奉るとき、我國の政治が外國の政治と異り、特異性を有することに想到するのである。何を以て天皇機關説を唱ふべき、何ぞ政黨政治の理由あらんや、憲政の常道等は全く外國の民主主義に基く霸道政治の便宜の爲めに用ひられるものである、更に我國の政治は徹頭徹尾建國の大理想に基き、民族的使命の自覺に依つて其達成の爲め行はるべきである。

然るに近來の政治は如何であつたか、果して我國體に戻るが如きことなかりしかを疑はしむるに至つた。即ち序説に於いて述べたる如く、外來の思想に眩惑され動もすれば、民主主義に趨らんとする傾向あるは深く戒しむべきことである。要するに皇國本然の姿に立還つて政治を行ふべきである。

皇國の本然の姿に立還り、眞劍に冷靜に、肇國の理想、建國の精神、民族的使命を自覺するとき、絕對の平和、絕對の正義、絕對の平等は實に我皇道精神の中にのみ存するものであることを覺るであらう。國民の福祉、廣く人類生活の福祉増進てふ、平和、正義、平等を保持するは一つに、皇道精神の宣揚に俟つべきである。即ち、公明正大、仁慈博愛、勇武斷行は三種の神器の象徴する所である。

近來の政治が歐米の影響を受けたればとて、建國以來の國是を體して、肇國の理想、精神、使命を根底に、國策を樹て政治を運用し、國民の向ふ所を知らしむるときに於いて、思想の動搖、若くは混亂なく、況んや危險思想を抱懷するに至るが如き憂いも少かるべきを信する。何んとなれば人類生活に最も幸福を齎す要件は、平和であり、正義であり、平等の觀念の旺盛なる所に存する。此の平和、正義、平等が歐米に於いて唱導せらるゝこと久しく、社會科學の論する所なるも此の科學の論する所は唯物に根底を置く思想に基くものなるが故に、平和、正義、平等の如き全く其結果は欺瞞、虛偽、虐使、壓迫、天を欺く以外の何ものでもあり得ない。近來我國の政治、經濟、教育、宗教、其他萬般に亘つて此の外來の思想を混入して、欺瞞、虛偽、虐使、壓迫、天を欺くが如き傾向を見受くるのである、何處の官廳も、何處の團體も、何れの社會にも、何れのグループに於いても多少の相違する所はあるにしても、氣流は同じく存在するを見通し難きものがある。或者は中世以降の武家政治時代の霸道の遺髪を受け、或者は民主主義の霸道を受け容れ、或者は頑冥、固陋、狹量、傲慢、不遜の態度を以て國粹者の如く自負し、或は形態のみを繕ひて謹嚴を裝ひ、或は狡きを以て堪忍大度と心得るもの等、算へ来れば殆んど枚舉に遑なく、各種、各様に社會面に現れてゐるのである。之等の原因是、全く皇國本然の姿を自覺せず、皇道精神の理解を缺き、人類生活、國民生活の短所とする所を以て自己の長所とする醜態と言ふべきである。斯くなるが故に外來の平和、平等、正義の虛偽、欺瞞なることを吟味なくして受け容るゝ處となり、蔓延し易き處ともなるのである。更に現在に於ける國民生活の現狀が以上述べたる如きのみならず、我肇國の歴史と、皇道の如き

本義に背反せるが如き實狀なるが故に外來の危險思想に感染し易からしむるは勿論、皇國本然の姿、即ち、肇國の理想、建國の精神、民族的使命を説くと雖も容易に感受せしめ難き結果となりて、國是の明確なることと、國民の進むべき道も明なることを知悉しながらも、懷疑的なるを以て其思想の根底に確乎たる自主獨立せる識見の缺くる所となり、國論の不統一國策の氾濫を放送するに至るのである。是れ即ち國策樹立に當つて皇國本然の姿に立還り、肇國の理想、建國の精神、民族的使命の眞劍なる自覺を要する處である。

故に新國策は肇國の大理想に立還つて樹立すべきものである。而して建國の精神に戻り、民族的使命に反し、肇國の大理想に妨げある所を匡正革新することを以て骨子とし、絕對の平和、絕對の正義、絕對の平等觀念の下に如實に之れが國民生活の上に具現されることを目的としなければならない。更に進んで、廣く世界人類生活に貢献すべく、明治維新の皇謨に明かなる如く、國家を富嶽の安きに置くと同時に四方の拓開、即ち世界平和建設を理想として立案するを要するのである。

之を要するに、皇祖、皇宗の御遺訓を奉じ、明治維新の、皇謨の御旨を體するとき、國策樹立の扉は開けるものであつて、天壤無窮の、皇運を扶翼し奉ることが國策樹立の根幹であらねばならぬ。

實に新國策の樹立は、千古に不變なる太陽の如く、其太陽に變化なくも其陽光は日に日に新たなるが如く、森羅萬象其恩惠に浴せざるものなきが如く、新國策と雖も、新なるが如きも新ならず、古なるが如きも古ならず、其根幹は絶對的のものにして、變らざること太陽の如く、其運用に至つては、日に日に新たなる陽光の如く、廣く人類生活に貢献すべく、皇道宣布の使命完遂、仁慈博愛の布施、絶對の平和、絶對の正義、絶對の平等觀念の確立にある。

茲に於いて考ふべきことは、人類生活の實體は、生産と消費とを以て終始して居ることである。即ち、人間は天恵をして生産の能力を有し、各人の趣味嗜好に依つて之を消費し、而して人類生活は生産社會と消費社會に區別せらるゝが如

きも、生産と消費とは一體不可分の關係にある。即ち、人類の生活は共同であり、分擔であつて、生産、消費、共同、分擔の連繫によつて運營されつゝある、生産なくば消費は出來ず、消費なくば生産の必要はない、生産は天惠に基くと雖も之を利用する人間の能力、即ち精神力にある。而して消費は各人の趣味嗜好の満足の爲めに行はれる。以上の生産・消費、共同、分擔の連繫作用を圓滑ならしむる方便として、合理的、能率的に各人のより善き満足の爲めに進歩發達し來つたのが今日の資本制度であると思ふ。即ち經濟は人間の産む所に生じ、人間の精神力に基くものであつて、而かも天地自然の恩恵を蒙り之を無視したる生産はあり得ないのである。更に進んで述ぶれば、生産は人間の精神力と天惠に基く之を能率的にする爲め資本の必要を生じ、共同、分擔、消費、生産の連繫は益々其密度を加へ、今日に至つては往々資本が人間を支配する結果を見るに至つたのであるが、生産、消費、共同、分擔、精神力、天地自然の恩恵、資本共に、一體不可分の連繫を缺くことは能はないのである。即ち、共存共榮の必要は此處に在る、相愛融合の價値が存する、結局に於いて人間生活は精神力のみで能はず資本力のみにて能はず、天惠と精神、資本の一體的結合に依つて基調されなければならない。

即ち人類生活の基調を爲すものは、實に物心一如たるべきを要する所以である。

尙一言附加せんに勞働にも精神力なくしては其勞働に價値なく、却つて無駄なることを行ひ或は爲し能はざるものである。即ち低能者には勞働は出來ないのである、實に勞働は生産の原動力であつて、勞働をして神聖と言はしむるも結局勞働の崇高なる精神と肉體の不可分なる勞力を言ふのであらう。然るときは人類生活には勞働の奉仕は其價値に於いて絶大なるものあるべく、唯物思想を不可なりと吾人が強調する所以も此處に存するのである。然らば經濟の配分等も此處に重點を置かなければならぬ。今日世界を通じて階級的に對立の氣配があり、或は鬭争の行はるゝが如き、其殆んどが物質價値と勞働價値との不均衡なるに原因するものゝ如くである、即ち勞力に對する報酬と資本に對する報酬との不均正なるに基因するものである。斯くの如きは唯我と唯物の思想より生ずる、平和を破壊し、正義を無視し、平等の觀念に缺くる

實物教訓ではあるまいか、我國の現狀また然りと言はしむる現狀なるが如きは、以て國策樹立に當つて大いに考慮すべき重點であらねばならぬ。

社會生活の報酬は各人の人格的能力の差異に因つて、平等の觀念に基いて行はるべきものでなければならぬ、之れが正義の觀念を強め、平和の保持される所以となるのである。斯く説き來たれば、我國の現狀に顧みて自ら改むべき所、決して渺少ならざることに氣附くは勿論、社會不安の生ずる所も想像し得らるゝ所となり、將來の安全を保障する工夫も出來ることゝならう。今や我國內情勢は、皇國本然の姿を忘れたるかの如くなるを以て、此の平等觀念の著しく缺如せるを見受けられ、之より諸種の弊害を生じて居ることも事實である。想ふに斯くの如きは唯我、唯物を根底に霸道政治、霸道觀念の左右する所ではあるまいか、要するに、唯我と唯物の軋轢を唯物によつて羈を決せんとする所に禍ひは生ずるのである。即ち金が、もの言ふ世中たるの感がある處に、諸種の禍ひ、諸種の不安、諸種の醜態、諸種の疑惑、諸種の罪惡が起り、人道を無視するが如きことも道徳の廢れるのも、人情薄らぐのも、即ち淳風美俗を汚損し其見るべきものなきに至らしめたるもの之皆、源は、唯我的、自己偏愛の思想より生ずるものである、故に其影響の現れるものとして小にありては、個人と個人、團體と團體、閥と閥、營業と營業、境遇と境遇、階級と階級、職業と職業、國家と國家、民族と民族の争ひ迄に進展し、今日の國內の情勢、東亞の現狀、歐羅巴の情況、世界の形勢を見るに至つたことは想像に難くない、此れ平和を破る思想である。

斯くの如き事態なるが故に吾人は寸刻も速く、世界平和建設の爲め、正義の觀念と平等觀念とを宇内に布施するを要するのである。即ち大悟一番以て、皇國の大理想たる、皇國民の大使命達成の爲め、皇道精神を奉じて、皇道宣布に積極的に乗出すべきである。世界平和建設の爲め人類生活福祉の爲め 天祖 皇祖 皇宗の英靈に應へ奉るべく 現神の 叙慮に對へ奉るべく。

如何に吾人が理想を有し使命を自覺して、積極進取の氣象に則り、世界平和建設に乗出すとしても、適切有効なる計策なくしては之を實現することは到底不可能である。

其有効適切なる計策が、即ち國策の樹立である、其計策の有効なるやまた適切なるかを識別判断を爲すには、世界情勢の動向を見定めることが必要である。尙此の動向に依つて、各國の國民性と人種的民族性の長短を見定めることが更に必要である。更にまた人類生活に大なる支配力とも言ふべき、有形無形の勢力を爲すものは何であるかと、常に人類生活の幸福を破壊せんとする根源を爲すものは、如何なる點に存するかの見透しを附けて掛らなければ、勞多くして効なきを悲しむ結果となり易いのである。

故に吾人は先づ過去の歴史を顧るの必要を痛感する、何んとなれば歴史は繰返へざるものであることを知るからである、それには最も恰好なる資料として歐洲大戰と今日の歐洲を研究するのが簡便ではあるまい。

回顧せば、セルビヤの一青年が彼の歐洲の一角に發射したる一發の弾丸に端を發したる歐洲大戰であつたが、其波及するところは廣く全世界に及び、世界大戰と言はしむるに至つたのである。該戰爭の進展は全く實力本位で、國際公法等は殆んど無視されて、手段を擇ばざるの實物教訓であつた、該戰爭には曾つて使用されなかつた飛行機による空中戰、毒瓦斯、其他の科學兵器を使用したのである。故に以前と異つて戰場のみの戰闘でなくして、戰場に在らざる一般市民も戰場と同様の覺悟を必要とし、其危險なることは一般であつた。斯くの如き狀態にて經過し、戰爭が軍隊のみによつて行はるゝに非ずして、全く國民と國民の戰ひとなり、其戰場にあると、郷土にあるとは問はず、老若男女の別なくして戰ふ様になり、此の戰争の爲め消費せる國帑數千億に達し、人命を犠牲にすることまた數千萬に及び、或は革命が起つて同志相討つの慘劇を演じ、或は父子相抱いて悲惨を極め、只送る言葉ありとせば悲壯の二字以外の何ものでもなく、歐羅巴人は余儀なく平和の聲を發するに至つたのである。而かし其聲は眞の平和の聲でなく、戰禍の悲惨より生ずる人心の機微を利用

して野望を達せんとする英米人の狡猾なる性格が叫ばしむるに至つた。所謂狡智の絞り糟より出でたる天を欺く聲であつた。

若し英米人に眞に平和を愛好するの誠意ありとしたならば恐らく、今日の歐洲の情勢を見ることなく、東亞の形勢も見るに至らず、世界平和事業は着々として完成に近づきつゝあつたではあるまいか。彼等が、戰後に於いても依然として、虐使、壓迫、不平等を改めず、倍々助長して、英國は日英同盟の誼を破り、米國は、日本人立入るべからずと排日移民法を制定し、口に正義人道を唱へ世界平和を説くと雖も、其實は、正義を無視し、平和を破壊し、不平等を強要しつづけたのである。斯くて彼等は虐使、壓迫、不平等の觀念の下に行動を繼續し來つたのである。かゝる前提に於ける正義は天を欺く欺瞞であり、平和は虛偽の宣傳たる以外の何ものでもあり得ない。更にまた世界人口の三五%に過ぎざる白人種が、世界國土の八四%を占有し、世界人口の半を占むる亞細亞民族の生存權を脅威、壓迫せんとする事實に於ては、如何でか平和を求め得べき、人類の福祉を齎し得べきか推して知るべしである。平和會議、軍縮會議、國際聯盟會議にしても、彼等は密約を締結して徹頭徹尾、日本を牽制したではないか、蓋し東亞の平和を攪亂し、彼等の野望を達せんとする心底は餘りに明白である。

吾人は彼等と行動せんとしたるは世界平和の建設、正義と平等なる人類の生存權を強化せんとする以外の何物でもなかつたのである。然るに彼等には此の理想は望むべくして望み得られないことが、事實に於いて證明されるに至つたが爲め、軍縮會議も國際聯盟も、脱退したのである。實に軍縮會議や國際聯盟の脫退は、世界平和と人類生活に貢献すべく、混沌の中より秩序を定め、正義と平等とによつて人間生活に意義あらしむべく、皇道を宣布して樂土安住、皇恩に浴せしめんと欲する崇高なる大和民族の使命の自覺に基きたるに外ならない。

西洋に於ては英米人の舊思想、即ち、虛偽、欺瞞、狡猾を以て造られた民族性の外に之に對抗すべき思想傾向がある。

其一つは國粹主義であり、他は共産主義思想である。之等の思想は多少異なるところもありと雖も、口先にては等しく平等を要求し、正義を唱へ、平和を欲求して居るものゝ如くであるが、而かし其根本精神に誤謬がある、即ち唯物思想に基くものゝ如くだからである。要するに、歐羅巴の情勢は新舊思想の軋轢以外に、國粹と社會主義、共産主義及びデモクラシーとに區別し得るも、結果は霸道を以て任んするが故に、霸と霸の摩擦によつて不安を生ずるに至るのである。其根本原因は唯物偏重、自己偏愛、物質萬能の物質文明の行詰りにある。

以上の如くなるが故に、常に離合集散の絶へ間がない、國際道義などは御都合に因つて變化するのである、彼等の特長は人心の機微を擱んで無責任なるリード役たらんとするところであらう。其の短所の甚しきものは臆病者たるところであらう。故に相手を興みし易しと見れば猛然と起つ小勇を有し、弱者を虐げて優越を感じる殘虐性を有するのである。其反面に於ては強大なるものに怖れて多數を頼まんとする附和雷同の傾向がある。如何なる巨大なる集ひと雖も、附和雷同なるに於いては、之を侮るべきにあらざるも、また怖るゝに足らざることは言ふまでもない。

之を要するに、白人種は偽善の被面を以て天を欺き、世を亂り、其性極めて臆病にして虚偽なる宣傳に依つて野望を達せんとし、人種的に差別ある生活を營まんとしてゐるものゝ如くである、故に彼等の文明は眞の文明でなく、彼等には正義の持合せがない、平和は彼等の口實に過ぎざるが如く、眞の平等を理解せず、自己満足を僥倖せんとするインチキ手術の藝人根性を有してゐる。此の手術藝人が世界國土の八四%を占有し、猶且つ亞細亞民族の生存権を脅威、迫害せんとする事實は、以て國策樹立上の重大問題たることを忘れざらんことを要する。

茲に於いて吾人は、世界平和の爲め如何なる計策を廻らすべきであるか、吾人は人種平等を主張し、人類生活の平等なるべきを要求する。吾人は平和と平等なるべきを欲するが故に、正義の觀念の強化を必要とするのである。蓋し平和と平等と正義とは大和民族の大使命である。以上は肇國の大理想に鑑みて明かなる所である。

今や世界の形勢は如何であるか、東亞の現状は如何であるか、世界人口の六五%に達する有色人種の生活現状は如何であるか、過去を顧み現在を刮目し將來を慮るとき、吾人は如何にすべきであるかを決し得るのである。殊に民族的大使命を自覺するときに於いて、更に白人種の性格に鑑みて一層然りである。尙ほ世界を支配せんとする無形の力は思想である、殊に唯物思想である。此の唯物思想に基く有形の力は、天を欺く正義の暴力である、而し天は無限に之を容さないのであらう。

吾人は白人種の如き、虐使、壓迫、不平等の下に、平和を叫ぶ圖々しさを知らぬ、又正義を叫ぶ精神病者でない。吾人は全人類の福祉の爲め、人類生活に秩序あらしむべく、眞の平和を熱愛する、否創造するの責任がある。平和を熱愛せば人類生活相互間に無理なき生活を必要とする、即ち平等の觀念である、正義の志しである。蓋し正義、平等、平和の三點は屢々述べ來りたるが如く大和民族の大使命 神勅である、絶對的の責任である。

然るに異民族は平和を擾亂し、平等を欲せず、正義を好まず、他人をして争はしめ漁夫の利を占めんとする狡智に丈けるものがある。斯くては眞の平和を愛好する民族として、何時かは、正義と不正の衝突なしと言へるであらうか、保障し得る處ではあるまい、故に吾人は正義の劍を振ふもまた已むなき覺悟を常に怠るべきでない、而しまた、屹<sup>わら</sup>らざる靈劍の威徳を精神とすべきは勿論である。

以上の如く述べ來つて冷靜に考察するとき、國力の充實を圖ることが喫緊の急務なることに想到せざるを得ぬ、即ち國防の完備である、富國強兵の實現である。要するに刻下の國策を樹立せんとするに當つて、皇國本然の姿を知得して、民族的使命を自覺し、其責任を達成せんことを欲し、天祖 皇祖 皇宗の御神靈に應へ奉り、現神の御心に應へ奉らんことを欲し、明治維新の 皇謨の御旨を奉體して奉公の誠を竭さんと欲するに於いては、皇國、國防の完備を以て適切、有効なる國策なりと斷ずる外なく、之れ天下を富嶽の安きに置き、萬里の波濤を開拓する、世界平和と人類生活、康寧建

設の要諦たるを疑はぬ。

筆者は皇國の大理想、神勅を奉じて皇國民の大使命を完遂するに國力の充實を必要とす旨を述べたのである。國防の完備、富國強兵を説いた。然らば現下の皇國は國力充實しあらざると言ふべきであるか、然り、國防決して完備せりと言ふを得ないのである。筆者は以下國力の充實と言ふより、國防の完備と稱する、即ち國防の完備なき所に國力の充實を認め得ざるが爲めである。尙一言せんに國防未だ完備せざるが故に新國策を提倡するのである、新國策は實に國防完備を根幹として樹立さるべきものである。

## 新國策の樹立

我々は何故新國策を樹立しなければならないのであるか、之に關しては以上述べ來つた如くなるからである。即ち、皇國本然の姿に還つて、肇國の理想を布施すべく、皇道精神を光顯せんが爲めにして、皇國民の使命を完遂せんが爲めである。就いては以上申述べ來つた如き、國內事情と世界の形勢、東亞の現状を默視する能はずして、爲さねばならぬ必要に迫られたるが故なることが判然する。

其爲さねばならない必要をして、廣田首相は舊來の積弊を芟除し、秕政を改め、庶政を一新して普く、陛下の赤子をして堵に安んぜしめ、國民生活の安定向上を圖ると說いてゐる、即ち我國の現状は廣田首相をして以上の如き決意を抱かしめ、序説に述べたる如く、皇國本然の姿と餘りに掛け離れたるかの如き實状にある、殊に國際環境、國內事情に鑑みて新國策の樹立は絶對絶命の要求であらう。

以上の如くなるが故に新國策樹立の適、不適、當、不當は實に、皇國の生死、活殺の岐かるゝ所である。國策の樹立適

細なるに於いては、平坦開闊好景氣の風吹き来る樂園を見出し得べく、若し不適當なるに於いては、千丈絶壁の渓谷、不景氣の風に吹き悩まされる地獄に轉落する悲惨なる憂目を見るに至るであらう。之を思ふとき皇國現在の實情は、恰も峻険なる巔頭上に起立して前記の兩者を選擇せんとする岐路に遭遇せるが如くである。

斯くの如く新國策の樹立は慎重を要するものである、然らばとて無暗に考へ込みて其時機を失つせんか、斃に醫藥を勵むると一般である。筆者は、國策樹立に慎重を要すればこそ以上の如く述べ來り、萬一にも誤謬なからんことを期する次第である。然し、要は國防を完備することの一點にて盡きる。

國防の完備とは、軍備の擴充と民力の充實を言ふ、民力の充實とは、國民生活の安定向上、即ち國民の經濟力の増進及び研究發明其他に要する智力の發達、併せて生産能力の増進と共に國民保健の向上に依る強健なる體力の育成並に不撓不屈の精神力の充實である。

軍備の擴充には、兵器、裝備の完備並に之を活用する軍隊の訓練、其他用兵作戦上の技倆の練磨、併せて常備兵の増加を必要とする。

民力の充實には、生活の安定向上と經濟力の増進を圖る爲め、舊來の經濟政策に拘泥せず、社會生活の實相に鑑み、生産、消費、共同、分擔、資本の一體不可分の關係に基き、從來以上に物心一如の立前よりして勞働報酬を重んじ、生産配分上に適當なる考慮を加ふると同時に、失業者並に失業者に近き階級併せて無爲徒食の階級をなからしむべく、國民の全労力を用ふる如く産業及産業補助事業を起すを要す。

研究、發明は人類生活に貢献すること甚大にして、生産能力に至大の關係を有し、人體保健上にも効果少からざるものにして重大なる問題である。以上は全く智能の發達に基因すと雖も先天的に短所と長所を具備するものあり、故に智能發達の要素たる育英に關し機會均等主義を採用し、學制改革を實行すべきである。

之れが爲め、工業、科學の博物館の如き一大研究所を設立して、下は小學校より上は大學研究所迄の程度に至る設備を施し、各自は其必要に應じ労働に從事しながら而かも僅々五錢、十錢の入場料を以て研究し得るの機會を設くるを要す、此の場合所要の説明並に指導の爲め適當なる權威者を配屬することは言ふまでもない。之と同時にまた最高學府の課程を終ゆると雖も尙路頭に迷ふが如き、無駄なる大學校を全廢し、之に代はるに適材と認むべき人材の入門する研究所を設置して、現在以上に完備したる教育指導機關たらしむるを要する。

保健は栄養と過勞に原因するもの少からざるものあるを以て、労働報酬を増加し、且つ夫業者と無爲徒食の階級を減する所に依つて過勞を調節して、貧困階級の生活向上に依る保健の向上は豫期し得べく、且つ都市工場の衛生設備を完成するの必要がある。近來農村の體格漸次低下せるは全く其の疲弊せる生活上より来るものなるが如きを以て、農產物と工產物の比價を調節して農村生活の向上を圖るを必要とする。更に農村機械化、農村工業を起す等のこととも考ゆべきことである、其細部に關しては後項に記する。

不撓不屈の精神力は、德育に俟つもの多しと雖も、労働せば労働する丈けの價值あらしむることを考察し、更に人生に意義あらしむる所に至大の關係がある、故に國民をして常に聖國の理想を會得せしめ、民族的使命の自覺を喚起して常に其一擧手一投足にも意義を感じしむべく、國體觀念の涵養を怠らざる如く留意し、更に國民生活の實相が我國體に適合したる姿にあることを肝腎とする。然らば如何なることを以て我國體に適合したる姿なりと言ひ得るのであるかの問題なるが、國民は齊しく 陛下の愛撫し給ふ赤子である、故に國民生活は其人格的能力の差異に依つて、其勞力に依る報酬に相違あるは勿論なりと雖も、働くものに而かも働くほど働くほど生活の保障せられざるが如き、社會生活の矛盾をなからしむるを要する。即ち國民生活は、眞の平等たるべきを要する。斯くの如きは先きに述べたる如く、社會生活の實相が一つとして獨立分離されたるものなく、一切萬事一體不可分の連繫關係をなして、

甲の幸福を求むる如く乙もまた幸福を求め、我の欲する處は彼もまた欲するものなる事實に於いて、社會生活は實に共榮を必要とし共存なるを要する、此處に融合の精神が發生し相愛の情が生ずるのである。況んや、大和民族は一君萬民の下に億兆一心の済美を期するを以て國體の精華なりと 論へ給へる 皇室の仁恕を仰ぐに於いておや、 聖旨を奉體するとき一點の疑惑なかるべし。以上述べたるが如きは、實に 聖旨に應ふる唯一の道である。更に民族的使命に鑑み、皇道宣布の任務の重大なるを自覺するとき、國力の充實を必須の要件なりとするに於いて、小數の富より大多數の富み、即ち國家全體の富力を必要とし、就中、小數の幸福は破壊され易きも、多數、否、全體の幸福は絶對的の保障となるからである。猶ほ民族的使命を達成するに最大効果を爲すものなるが故である。以上の如く國民生活が平等の觀念に基きて、 皇道精神の光顯の爲め營まれるを以て、我國體に適合しあるものと言ひ得るのである。然るが故に、現在の如く我國體に照し誠に變態なる實情なるは以て是正すべきことにして、之れを是正せんには經濟組織の擴大せると共に其複雜なる事實に於いて、之れを自由主義に依つて終始せば其是正困難なる而已ならず、從來物質偏重の資本主義に根柢を置く思想に培はれつゝ來つた如く物心一如なることは明白である。此の物心一如なる經濟生活は實に、我皇道精神に基くべきことは我國體に照してまた明白である。更に此の精神を以て進むときは、皇道宣布の爲めの原動力を爲すのである。皇國の經濟生活は實に 皇道精神の光顯作用の原動力たるものであり、此の觀念の下に經濟を運營せらるゝところに國民は幸福を得らるべく國家は隆昌なることを得よう、故に筆者は此の經濟の運營をして、統制ある物心一如の皇道經濟と名附け、過去の經濟政策を是正するに統制ある物心一如の皇道經濟を再建する以外に適當なる方法なかるべしと信んずる。

斯く述べ、斯く説き來ればとて、國防の完備を期し得るものに非ず、軍備の擴充また期せらるべくもなく、民力の充實を圖られ得べき道理もない。國力の充實を期し、軍備を擴充し、民力を充實せんには夫れ／＼其方法と手段を講ぜねばな

らない。此の如何なる方法に依り、如何なる手段を以て爲すべきかの必要に迫まられたる事實が、實に今日の國歩艱難を思はしむる惱みの種子である。兎に角今日の我國は此の儘の狀態を以てしては到底進む能はざる事態なることは國民の齊しく認識する所にして、何等かの方法手段を施すべし、施さざるべからずとするが刻下の輿論である。國家的、國民的要求なのである、唯其爲すべき術に當惑の狀態なるのみ、其當惑の扉を開く任務を爲すのが本書の特性であることを述べて置く。

如何にすれば可なるや、如何なる方法を用ゆべきであるか、如何にして皇國本然の姿に立ち還り、我國體に適合する國民生活を營み得るに至るべきであるか、物質偏重の資本主義經濟を是正して、統制ある物心一如の皇道經濟を再建するには如何なる方法を用ゆべきであるか、之等は實に簡単なるが如く、またならざるが如し、されども決して難事に非ざるを喜ぶ、即ち國民全體の幸福にして國家の悠久なるを明確ならしむる結果たり得るからである。

即ち皇道經濟の再建は、資本主義を破壊するものに非ずして是正するものである。また私有財產を制限するものにも非ずして、徒食を戒しむる爲め資本に對する報酬を輕くするのである、之れ實に物心一如の立前に基くものにして皇道經濟の特質である。故に國家を改造と言ふより改革するものにして、一發の彈丸を用ひず、一滴の鮮血を流さず、國民的使命の自覺によつて益々國民相互の和親を深め、相愛融合の美風を馴致する好結果を齎し得て、社會生活を極めて端正ならしむるに効果あることは言ふまでもない。

因より將來に於いては以下の私營事業を、國家管理若しくば國營とする場合もなしとせざるも、之等の國家管理若しくば國營は皇道經濟再建後に於ける成績如何に依つて考慮せらるべきものである。

一、信託、保險、交通、通信、電力、燃料、金融等である、更に強大なる獨占事業に關しては公益の見地より統制を加ふることは勿論である。猶國防に關係ある諸事業の統制を確實ならしむ。

貿易に關しては、國際情勢と國內の生產力と消費の狀況とを照合して、貿易の品目及數量を統制し、輸出入貿易、殊に輸出貿易を盛んならしむべく統制し、爲替管理法、關稅政策、貿易割當制等を適用する必要がある。

農業に關しては特に留意し、而かも我國の農業が國民總數の約半數を占むる事實なるに、一戸當り耕作反別極めて狹小なるが故に之を統制して農村工業を起し、或は地形の狀況によつては農業機械化を圖り、一つは農村の勞力を吸收せしむることとし、一つは一戸當り耕作反別の増加を促すこととし、農業生活の向上を圖ることにする、尙其土地風土に從ひ其他の副業を計畫するは勿論である。

中、小、商工業に對しては製品の過剰に惱み、或は商品の賣捌きに停頓を來たすが如きことなき様に統制し、低金利の金融機關を設け、或は原料購入に、或は工場改善費に、或は商業資金に充當せしめ、生産能力を増進し、或は市場販賣を圓滑ならしめ其生活向上に資するを要す。

漁村に於いては適當なる副業を獎勵する意味に於いて、且つ大漁の場合投賣り等の損失を防ぐ意味に於いても、水產物の加工工場を新設し、此種の損失を豫防し利益を圖り、漁具を改善して增收を圖ることとする。

山村に於いては、林道の改修及新設工事を施し、交通、運搬を容易ならしめ、深山の開發に因り產物及木材搬出の便を圖り、或は植林を改善し、又は鑄業を起こしめ増産、增收を圖らしむ。

以上之外、河川、港灣、治水、灌溉、排水の諸工事を施工し、其工費に巨費を投することも厭ふことなく、天變地異に當りて風水害及旱害を最大限度に豫防し、此の種の損害を防止することを肝要とする。

滿洲、朝鮮、内地（臺灣を含む）は夫れ々々統制單位を別個のものとして、更に之を聯携して經濟ブロックを構成することとも考慮すべきである。

斯く説き來たれば、當然起るべきは財源の問題である、此の財源を如何にして捻出すべきであらうか、増稅を行ふとし

ても現下の状態にて何程を捻出し得べきであるか、想像に難くはない。恐らく軍事費にも充たざる少額のものではあるまいか、古諺に帶びに短しと言ふことがあるが、確にも短いものであらう。

然らば如何なる方法に依つて其の財源を捻出することが出来るであらう。筆者は率直に公債に依る財源の捻出以外に探るべき方途なしと言ふに躊躇しない。

## 新國策の財源

若し公債に依つて財源を捻出するとせば、其額幾何なるべきかの問題なるが、此の決定は國內調正の事業等も先きに述べたる如く、廣範に亘つて莫大なる資金を要するのであるから、此の農村、漁村、山村、其他中、小、商工業、衛生設備費、學生改革費、軍備充實費とを合算して、最少限七十五億圓を要するであらう。因より此の金額は概算額たることは言ふまでもない。況んや暗算たるものである、而しまだ暗算ながらも殆んど國家的、國民的要件の最少限の金額に相當することに於いては甚しき違算なき金額たるを疑はぬ。

七十五億圓の公債を五ヶ年計畫を以て消費すべく計畫を樹てるのである、世人或は此の計畫を見て驚愕して公債亡國論を唱へ出すにあらざるかを豫想するのであるが、若し公債亡國論を唱へるもの等が飛び出すことあらば、公債の性質を知らず、殊に我國體を知ざるの甚しきものにして、愚かと言はんより寧ろ憐れと言ふべきである。

更にまたそんな多額の公債を消化する経済能力があるか、或は負擔に堪へなくなるではあるまいかとの懸念を抱く向も出で来るべしと豫想するも、之また前記の場合と同一である。

然しながら悪口雜言したからとて世人は納得するものではない、故に納得の出来る様に之れから述ぶることとする。筆

者の説が可なるや、懸念するものの疑念が當を得たるものなるやは、過去の國家経済力と現在の経済力とを比較對照して其可否の判断をしなければならない、更に將來の見透しを附くことが肝要である。

今を去る二十二年の昔、歐洲大戰以前の大正三年の我國の公債總額は僅かに二十六億圓であつたのであるが、昭和八年即ち大正三年より二十年後の我國の公債總額は、八十六億五千萬圓に増額して居る、故に此の公債の増額のみを以て考ふるときは非常な心配が起り易いのである。而しかし翻つて大正三年の國民經濟力の照明燈とも言ふべき銀行預金が何程あつたかと言へば、二十三億圓であつた、郵便貯金が二億圓に過ぎなかつたのである。故に銀行預金と郵便貯金を合算しても二十五億圓で、公債の總額より尙一億圓不足額を示して居たのである。然るに昭和八年の銀行預金は百二十四億圓強に達し、郵便貯金も二十八億圓に達して居るのである、故に昭和八年の銀行預金と郵便貯金を合算すれば、百五十二億圓となりて、公債總額の八十六億五千萬圓を超過すること實に六十五億五千萬圓にして、之等の預金と貯金を以て公債を支拂ふ丈けの能力は充分と言ふより餘り有り過ぎるのである。更に地方債の三十億圓を公債總額に加算しても尙預金と貯金の額が三十五億五千萬圓多額である。

更にまた公債が如何なるものであるかを考へて見れば、外債は別であるが、内國債や地方債の如きは、一つは國民が政府に貸附けてゐるもので、一つは國民が地方府縣道市町村等に貸附けてゐるのである。即ち國民が政府と地方自治體に貸金があるので同様で、國民が其負擔に絶へないと言ふ理由は毫もないのである、國民の富力を物語るものであることに氣附かねばならぬ。唯公債中に外國から借入れた即ち外債が本當の國民の借金である、其外國債が昭和八年に十四億圓強であるから、國民の本當の借金は十四億圓強に過ぎないと言ひ得る譯である。以上の銀行預金と郵便貯金以外に、生命保險や簡易生命保險がある、之等も國民經濟力を物語るもの一つである。故に参考の爲め、昭和元年から昭和八年に至る迄の公債、地方債、郵便貯金、銀行預金、生命保險、簡易生命保險の増減を示す爲め次の如く掲記する。

國債額と其他の金額

二四

年別種別	生 命 保 險		簡 易 生 命 保 險	
	件 數	金額	件 數	金額
昭和元年	五、六四九、三六三	五、五九六、四〇〇	一〇、〇五一、四五五	一、二八六、五〇七
同二年	五、七一七、一三六	五九六、一二五	一一、六六六、四三三	一、四八六、四二六
同三年	五、八八七、六二八	六、五四〇、一〇三	一三、三〇五、六六一	一、七三七、八三三
同四年	六、一三六、一〇〇	七、一九九、七七六	一四、五二八、〇一九	一、九四九、九三八
同五年	六、三二六、九三三	八、二五五、七二五	一五、六二六、七〇〇	一、一〇一、三六五
同六年	六、五一六、四四四	九、六一三、六一四	一六、七九三、四八五	二、二五三、一三六
同七年	六、七四八、三九七	八、七四三、七三六	一八、一八三、一八七	二、四一二、七九三
同八年	七、二五九、一二九	二〇、〇五七、六八六	二、六五四、一八三	二、六五四、一八三

年別種別	銀 行 預 金 高		郵 便 貯 金 額	
	公 金 預 金 額	一 般 預 金 額	郵 便 貯 金 額	郵 便 貯 金 額
昭和元年	七三三、六八四	一一、一二七、〇七五	一、二五〇、八七二	一、六三四、二二六
同二年	七六四、二九六	一一、一二一、〇五三	一、七四二、七八一	一、六三四、二二六
同三年	四三八、二一三	一一、八〇〇、〇五〇	二、〇五一、一二五	二、〇五一、一二五
同四年	四二八、二二一	一一、五六八、五〇九	二、三三七、五一五	二、三三七、五一五
同五年	四五一、〇九〇	一二、〇九五、一四三	二、七〇九、四八二	二、七〇九、四八二
同六年	二八一、九四一	一一、一九二、二九八	二、六〇九、六七八	二、六〇九、六七八
同七年	三〇二、三三八	一一、五三九、六五三	二、八〇一、四〇〇	二、八〇一、四〇〇
同八年	二八二、五三一	一二、一四七、四一二		

## 國債發行總額

外債額

總額

年別種目

昭和元年五、一六二、二五七千円

三、六八四、三八九千円

千円

昭和二年五、三六二、〇一一千円

三、九〇一、七七九千円

昭和三年五、九〇五、七一八千円

四、三四六、四五四千円

昭和四年五、七九九、五四七千円

一、四六〇、二三二千円

昭和五年五、九〇八、七一八千円

一、四五三、〇九三千円

昭和六年六、〇二九、一六二千円

一、四六七、三二五千円

昭和七年六、〇〇二、八〇五千円

一、五六七、三三五千円

昭和八年六、五四八、七五〇千円

一、四七七、三〇三千円

昭和九年七、八二一、二七一千円

一、三九八、二九七千円

昭和十年八、六五〇、九一二千円

一、四〇八、三〇三千円

昭和十一年七、二四二、六〇九千円

一、四二一、二二一千円

昭和十二年六、四〇〇、〇六〇千円

一、四〇八、三〇三千円

昭和十三年五、一五〇、四五三千円

一、三九八、二九七千円

昭和十四年四、四六一、八三七千円

一、四六一、八三七千円

昭和十五年四、四五八、八二四千円

一、四四六、八九五千円

昭和十六年四、四六一、八三七千円

一、四六七、三二五千円

昭和十七年四、四五八、八二四千円

一、四七七、三三五千円

昭和十八年四、四六一、八三七千円

一、四〇八、三〇三千円

昭和十九年三、九〇九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十年三、七九、四三八千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十一年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十二年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十三年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十四年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十五年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十六年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十七年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二十八年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

昭和二九年三、七九、三二五千円

一、三九八、二九七千円

## 地 方 債 團 體 別 表

計

道府縣債

市債

町村債

水利組合債

總計

年別種別名稱

昭和元年

三三九、三二五千円

一、〇一七、五一四千円

一三一、二六九千円

三五、一三六千円

一、五一三、二四六千円

年別種別名稱

昭和二年

三七九、四三八千円

一、二五八、九四一千円

一六七、五四一千円

三八、五一二千円

一、八四四、四三四千円

年別種別名稱

昭和三年

四二五、七九五千円

一、三七一、八六五千円

二一二、〇九七千円

三八、五一二千円

一、八四四、四三四千円

年別種別名稱

昭和四年

四二五、四一二千円

一、四六一、九五三千円

二三五、七三六千円

四〇、六二三千円

二、〇五〇、三八二千円

年別種別名稱

昭和五年

四八二、三四八千円

一、五四〇、八九六千円

二五六、三〇五千円

四一、六〇〇千円

二、三二一、七〇三千円

年別種別名稱

昭和六年

五六三、八三九千円

一、五九〇、一二八千円

二七九、〇六二千円

四五、六五六千円

四二、八六四千円

年別種別名稱

昭和七年

七七一、九〇四千円

一、七三三、七六一千円

二七九、〇六〇千円

五一、五八八千円

二、七二八、二四九千円

年別種別名稱

昭和八年

一、八一、六二九千円

三一五、九八八千円

五一、九四九千円

二、九五七、四七二千円

年別種別名稱

昭和九年

七七一、九〇四千円

一、八一、六二九千円

三一五、九八八千円

五一、九四九千円

二、九五七、四七二千円

千円

二二七

我國の最近の經濟力を物語る大體の資料としては以上の如きものなるが、其他信託、輸出入貿易の金高、手形交換高、會社の拂込資本等である。之等も漸次好調なるに於いては、國民の經濟力は決して悲觀すべき状態ではない、此處に數字で表す丈けの材料を有せぬから細部に亘る數字は省略することにするが、本年の如きは優に二十億の公債の消化力を有する經濟状態である。七十五億圓の公債の五ヶ年發行計畫は頗る易々たるものであるばかりでなく、經濟界の偏重偏在の歪曲を正調するにも最も適當なる方法と信んずる。

或は本年は消化能力を有しても明年以降は如何との疑問が起り易いのであるが、其疑問を解消する爲め統制するのであるばかりでなく、海外逃避を警戒するのであるから其憂もなくなるではあるまいか。即ち公債に因る財源を消費する事業が、自給自足を立前として實行するのであるから、其殆んどは郵便貯金となつて現れ、銀行預金や保險金となつて現れる結果となる。最近は軍需品の製作に當つても、殆んど自給自足可能なるかに傳へられてゐるのであるから、國內に散じ国内に集まるのである。

それで七十五億の財源を如何なる工合に振り向けるかは、先きに述べたる如く國防の完備に用ゆるのであつて、軍備充實費、民力充實費、即ち農村、漁村、山村、中小商工業並に衛生費、學制改革費等に充當し、軍備充實費に不足ならん四十億圓、其他に三十五億圓とする。

何故公債財源に依る事業が經界の歪曲を正調し、民力を充實する結果になるのであるかに就いて述べよう。そこで從來の事業の状態を考へて見れば何人も判る通り、事業資本家は其事業が國家的に有利なる事業であつても、採算のとれない事業であつたら企業するものはない、それと同時にまた金が儲かる利益が多いと言ふことになれば、例へ國家的には有害無益のことでもドシ～之を起すと言ふ始末である。また金の儲からない利益のない事業を起したら、當然破産するに決つてゐる、それで起されないのである、そして其事業の利益の分配と言ふことになると、資本價值を重くして勞働價値を

軽視する、即ち人間よりも金の方が貴いと言ふ結果を物語つて居るのが一般である。尙事業が國家的事業であれば國家は此の事業を補助するのである、それで事業家は大體に於いて損失を招かない様に仕組まれて居て損はしないことになつて居る。儲けが多いか少いかの問題を出でない、若し財界の變動に因つて其事業が打撃を蒙り、尙堪へ兼ねて破算をすると言ふ場合でも最も犠牲を拂ふのは多く勞働者階級に多い、銀行の破産の場合はまた別であるが、過去に於ける銀行の破算の結果を見ても其傾向がある。殊に民衆金融機關を標榜して、勞働階級の預金を踏み倒した結果を物語つて居ることは余りに皮肉ではあるまいか、十五銀行の場合は別である。また十五銀行は辛うじて呼吸を續けて居るのだから別に考ゆべきである。こんなこと位であれば別に不思議もないが、資本主義制度の下に於いては、資本家は、保險金、銀行預金、或は預金部融資等で極めて低利の資本を利用し得るのである、然るに保險契約者や預金者、貯金者はどんな状況に置かれて居るかである、保險を契約する契約金を掛ける、ところが幾年か経つて掛けられない家計になる、契約解除となると先づ十年以内のものであれば、三分の一位の拂戻して三分の二は損となる、それで金融を請ふとすると先づ右の三分の一額の八割位借りられるのが上上で、却つて解約に如かずと言ふ結論となる、こんな様な譯で事業家の損は絶対にない、契約者の損害は死亡以外には決つて居るのである。而しかし此の保險金や預金、貯金等を資本に利用し得る人達は何人であるかと言へば、預金者でもなければ貯金者でもない、また保險契約者でもないのである、實に此の様な金を利用し得る人達は一部小數の大資本家である、また法令規則に依つて之等の大資本家でなければ利用することが出來なくなつて居るのである。それで民衆から集つた金は大資本家が利用することになる、其資本家達は自分達の利益の爲めの事業を起す、こんな工合で恰も金が金を呼ぶと言ふ様な結果となつて、一方に膨張する階級があれば枯渇する階級が生れて来る、富の偏在と言ふことになる、經濟の偏重なることにある。さればとて一般の預金者や保險契約者が大資本家同様に金融を許されるとなると、恐らく元も子もなくすることとなつて御互いの損失となる、それであるから偏在する經濟を調正するに差し當

つて公債政策に依る以外はあり得ないと信んする。何故なれば、公債財源による事業を今此處で検討すれば判明するのであるからそれを二三述べることにする。

先きに述べたる七十五億圓の公債財源を軍備充實費に四十億圓、其他に三十五億圓として五ヶ年であるから一ヶ年十五億圓平均となる。それで軍事費の爲めに一ヶ年八億となる。此の軍事費は從來の軍事費以外の増加額であることは言ふまでもない。此の八億圓が、飛行機となり、彈薬となり、自動車となり、戰車となり、軍艦となり、大砲となり、小銃となり、其他的軍需品となるのである。そこで此の中の軍艦を製造する場合のこと考へて見ると、軍艦は其殆んどが鐵材である。此の鐵材は地中にあるものを人の能力に依つて掘り出されるのである、掘り出すには人間の労力其他を必要とする。必要が生ずるから運送業の利益となり收入となつて、其原理は採掘の場合と一般である。製鐵所は之を加工する、加工の場合も採掘及運送等の場合も鐵道の場合も生ずる。之までに何程の人々の利益を得るかは想像に難くない。更に造船所に到着したる前記の經路を辿り來たつた鐵材は、多數の技術家、多數の労働者、多額の資本とを以て軍艦を完成することになる。猶、船舶、鐵道、或は工場に燃料を必要とし、燃料の採掘運搬等々の収益も、前記の原理に基きて得られるのである。それで此の軍艦一隻を完成するまでには何程の人々の利益となるかは明白である。鐵鑄採掘事業經營の資本家と従事員、運搬の爲めの船舶鐵道業の資本家と労働者乃至は職員、更に製鐵業、造船業の資本家従業員の利益收入となる、其他部分品の如き中小工場にて製作し得るものゝ製造の爲め。之等中小工場經營者並に従業員の利益收入となる。以上の利益は資本家に配當される、此の配當金と従事員の労働收入は如何なるものとなるのであるかと言へば、其一部は税金其他の一部は銀行預金となり、或は郵便貯金となり、或は生命保険、火災保険等となる。其他の部分は各人の趣氣が好良となるのである。

然るに之丈けにては充分ではない、中小商工業には多小の好影響を及ぼすのであるけれども不充分である、何故なれば高利の資本を利用するが如きことありては、結局金融資本に吸收される虞れが生ずるのである。それで先きに述べたる如くに、軍備充實費以外の七億圓中より低金利の資本を利用せしむることにする、之のみにては尙農漁山村の收入には極めて影響が稀薄僅少であるが故に先きに述べたる如くに、農村には其地勢の容す限りに於いては、農業耕作の機械化を策して能率的ならしめ、一戸當り耕作反別の増加を圖り、農村人口の過剰を消化する爲め農村工業を企圖する。更に河川の修築、灌漑、排水、治水、工事を巨大なる工費を計上して降雨旱天の兩害を防止する、更に又、農業資本の低利融通等を行ふこととする。漁村、山村に於いても、農村と同様に魚貝類の加工工場漁具の改良資金の融通、山村の林道修築、或は新設等を計畫して、先きに述べたる如き利益の增收を圖らねばならない。

此の農村に於ける河川其他の工事に就いて考へて見ても其潤ふ所、如何に廣範に亘るかを知ることが出来る。即ち農村は新設工業と土木事業であるが、此の土木事業に關して如何なる材料を要するかを考へるに、先づ、セメント、石灰、石

材、木材、竹材を必要とするのである。然らばセメントの原礦探掘、セメント製造、之れに要する労力、運搬、燃料、石材探掘、木材伐採、竹材伐採、之等の労力及運搬、運搬に要する鐵道、船舶之等從業員の利益收入となつて、山村には別途に相當なる好影響を及ぼすのである。尙之等材料の發送と着荷に對する運搬の影響するところも廣範に亘る、更にセメント製造工場地域に影響して之等關係範囲の利益收入を増加することは必然である。

要するに此の七十五億圓の公債政策に依つて偏在せる資本が、政府の計畫に依つて一般民衆の爲め潤ふこととなる譯になる。之等の事業が起工されたからとて、從來の既設事業を中止するものにあらざること勿論なるを以て、新設事業費丈け餘分に民衆の爲めに潤ふことは當然である、之より考察するも七十五億圓の公債政策は國家全體からの見地よりして少しも國家の損失にはならない。結局政府が偏在したる國民の金を借り入れて民衆の利益の爲めに事業を起し、民衆の利益收入を増加して生活の安定向上を計るものであつて國力を充實することになる、故に軍備充實費に多額を消費するからと言つても、決して現在の經濟力、即ち前記の公債金額の許す範囲に於いては國家の財政が危険と言ふ様な議論は成り立たない。之等の議論は現状維持自然消滅派の其人々の立場上から必然的に出發するのであつて、現在の國情に照して國家全體のことを考へて發せらるる言葉ではない。兎に角七十五億圓の偏在資本が新事業に依つて正調されるのである。

それでは通過が増加するばかりではないかと言ふ議論も、或は起き易いのであるけれども、此の公債を發行するに當つては、マーケットオペレーションに依る、此式は故高橋藏相も採用されて居たのである。即ち所要の公債を日本銀行が引受けて政府にそれ相當の兌換券を渡す、政府は之れを先きに述べたるが如く、各種の事業と軍備費に割當て仕事に着手する。然るべきは先きに樓々延べたる經路を辿り辿つて、税金となり、預金となり、貯金となり、保険金となつて經濟界に現れて来る、其時日本銀行は適當と認むるに至れば、其受けたる公債を一般民間と肩代りをする、そして又應分の公債を日本銀行が引受けて、政府に其兌換券を渡す、政府は事業を經營する。されば前記の如くにして矢張り經濟界に現れて來

るのであるから其時民間と肩代りをすることにする。此の方法を以てすれば七十五億の公債發行は易々として行はれて、經濟の歪曲を調正するに最も効果を收めるのみならず、廣く民衆の生活をして向上せしめ得るのである、即ち收入を増加するからである。更に天變地異に依る旱、雨兩害を防止して、之等の損害の減收を增收に好轉せしむることとなり、之等は最も國益の重大なるものである。漁業に於いては水中、海底の產物を增收することとなり、山村に於いては未開の地を開發して天然自然物の增收及雜地を整理して植林を行ふ故、之又今日迄得ること能はざりしものを得ることとなり、國家の利益となることは言ふまでもないことである。

茲に起る問題は、そんな多額の公債を發行して所謂政府の借金を増加さしては、其利子に困るではないかと言ふ議論が起るのである。因より此の利子と言つても、政府が國民から借金して居る理屈であるから、其利子は國民に支拂ふことになる、即ち國民から借りて國民に支拂ふので、結局支拂さへすればどうでもよいやうに考へられるけれども、此處で考へなければならないことは、公債の利子は國民の稅金と官業收入によつて仕拂ふことになる、稅金は國民全部から間接、直接に徵收されて國民全部の負擔となる譯であるが、公債の利子は公債を引受けてゐる階級のみの收得となる。そこで矛盾が起るのである、其矛盾を小くする爲めに、公債利子の引下げを行はねばならない、何程位引下げるかと言へば、現在の公債總額の總利子額と、七十五億圓増額したる場合の利子を加算しても、現在額以上を出でない、現在額以下に止める程度に引き下げるなどを理想とし此の理想に到達せしむるか之に近からしむ、それでは公債を引受けてがなくて預金や貯金のみに向けられることになり易いから、預金や貯金の利子を引下げる事とする。それでは公債や預金を持つて居ても生活は出來ないのではないか、大資本家なら兎も角も、中產階級以下では公債や預金では生活が出來ないと言ふ議論が起るけれども、公債や預金の利子で遊んで生活しようとする考へが誤つて居るのである。金持ちなるが故に遊んで生活するなど言ふ考へは、愛國心があり、我國民の使命を自覺するとき皇國の國體に鑑みて起りようがないのである、殊に遊んで生活

し得る無爲徒食の階級の存在は一方に働いても働いても生活の出来ない階級が必然的に生することを考へねばならない、現在の社會がそれである。僅かの金を持つて遊んで生活して善良なる市民の生き血を吸ふ様な奴が存在することになる、彼様に閑居して不善を爲す分子を退治せねばならない。大和民族は原則として働いて生活することに立直さなければならぬ、そして働けば働くだけの仕事がなければならぬから仕事を起さねばならない、労働せば労働しただけの報酬を得る様にしなければならない、否得させる様にすることを忘れてはならないのである。

そこで更に考へなければならないことは、以上の事業を起工する場合に於いて中間搾取分子を警戒することである、同時に過去の如く労働價值を輕視する様なことがあつてはならない。顧るに彼の農村救済事業として起された土木事業の如きは、殆んど其の食費を出でない程度の労働賃金であつた、彼様なる取扱ひは將來の事業に嚴禁して、大いに労働價值を尊重することが肝要である。

以上の如く述べ來りたるも、若し狡智に丈けたる分子が出で來りて秩序を紊るが如きことが起り、或は政府の計畫に異算を生じ、此の重大なる國力充實の爲めの事業をして、個人資本家の犠牲に陥し入れる恐れを生ぜざる様注意することを肝要とする。以上の如くにして、七十五億圓の公債の消化力を懸念する必要もなく、公債亡國論も起り得ない、要するに公債の増加額は一方に國民の富力を物語るもので何等の心配はない、只高利公債を發行して、公債所有者を無爲徒食させ一般國民の血税を吸收せしめるが如きことは戒むべきことである、故に低利公債を發行して、例令不生產事業に消費するとしても、現在の如き失業者あり亦失業者同様の有職者の多數なるときに於いては之等の階級の生活向上の爲め、國家的には最も有益なることである。況んや、内外の情勢に鑑み、且皇國民の使命を自覺して、皇國本然の姿に還元するの急務なる今日、國防の完備、即ち軍備、民力兩つ乍ら其充實を圖らざるべからざる、絶對絶命の状況に直面せるに於いては吾々呼として公債政策を敢行すべきである。

以上の場合必ず好景氣を齎すものなるが故に、物價の騰貴せざる様警戒する必要がある。因より統制せらるるものなりと雖も特に留意すべきを要せん、何んとなれば輸出貿易に支障を來すからである。然らば勞働賃金は引上げられざるものなるが如きも、勞働賃金の引上げられたるに相當して、資本の利益を低率ならしむを以て其懸命は無用である。

斯く論するに於いて、然らば有價證券の下落する處となりて、既に其大部分は金融擔保とされつあるとき、不都合を生じ大問題を惹起するには非ざると、背かすものも跳び出すことを筆者は豫想して居るものであつて、此の心配は當然起る問題である、而かし之を故意に騒ぎ立つれば、先日の取引所立會休止の問題の如く如何にも、狸と狐の花祭を見物するとしても言ふべきか、自己の醜影を見て周章、狼狽したる醜態を演ずるに至るであらう。而かし以上の如きは政府が先づ國民に理解させ、更に有價證券下落の程度に従ひて幣價切下げ等に依つて豫防する等の方法も考慮すれば足るのである。

若し筆者をして充分なる時間と材料を與へらるるとせば、極めて詳細に其計畫を發表すべきも、目下其材料と時間を有せざるが故に次の機會に譲り此處には當局者の留意すべき點に止む。

斯くて國內は生色新たなる氣分にて、働く、働けば生活に餘裕ある報酬を得られ、農產物、工產物、海產物等の比價を調節し各社會の生活費の暴騰せざるが如く注意するは勿論なれども、下級官吏殊に日常重大なる責任と過激勤務に服務せる忠良なる警察官吏の増給を行ひ、文官任用令を改正して優秀なるものをして進級せしむるの途を開く必要がある。況んや、下級者にして上級官吏を指導せるに非ざるかを思はしむる事實甚だ多き實情なるべきことを傳聞するからである。

## 公 債 償 置 法

從來公債漸減主義なる政府の方針を聞されたることも屢々である、故高橋藏相も、此の漸減主義を唱へられて居たのであ

る。然るに今日に至るまで殆んど漸減の見込樹たず聲のみで、恰も深山の時鳥の如き正體であつたことは國民の齊しく記憶する處である。從來の如き財政經濟政策と、米國仕入の資本主義制度の下に於いては望むべくも望まれ難き注文ではあるまいが、然るに統制ある物心一如の皇道經濟の下に於いては之を償還し得る見透し充分である。即ち新に發行する國力充實の爲め、軍備と民力の充實を圖る爲めの七十五億の公債を以て、個人資本を以ては爲し能はざる軍備を始めとして殆んど不產的なるをもつて、其事業自體を以てしては到底償還すること能はざるも、未開の地を開拓し、不合理なる農村を合理化し、無益の勞働を爲さしめず、天變、地異に依る損害を防止し、教育の機會均等化により人材の增加による實益、無駄なる教育費の省かることと無駄なる教育時間の節約に依つて、勞働力の増加、勞働總動員にて各種事業に精進する爲め、失業者の就職、海底、海中、河中の自然物の増獲、交通の便等による增産、軍備の擴充、以上の事業に附帶して起る必需品、即ち燃料、工業藥品、鐵材、石材、木材、竹材、石灰、機械類、鐵道、船舶、之等に必要な派生的事業の發展等により、衣食住等生活に必要品の製造販賣業の繁昌、能く働き其疲勞を恢復する爲め各自の趣味嗜好に基く關係營業の繁昌、斯くて都市、農村、漁村、山村の別なく經濟は活潑圓滑に璀璨し、運營せられ救濟事業の如きは天變地異に係る以外は必要とせざるに至りて、救濟事業費の節約が出来る。斯くてボロ儲けをする者はなくなつたが、骨折損の疲れ儲けの結果、ヤケてフテる様な者もなくなり待合に遊んでも何日も藝者と心中話に耽つてゐる厭世する様なセンチもなくなる、遊廓私唱窟に通ひ詰めて生活に窮するを覺へないと言ふ馬鹿もなくなる、料理家、カフェー、バー等で飲食醜陋して亂暴を働く者もなく、之等の營業が繁昌するのは、活動の疲勞を恢復せんとする氣晴しの爲めの容で、各自夫々自制心と衛生に注意して、より能く効かんとする心掛けに滿ち満ちして居るから何んとなく上品で快活で、明朗である。喫茶店も從來の様に一杯のソーダ水やコーヒーで半日も一日も婦人の顔色を見てボンヤリする様な不良がなくなつて、客は多いが氣持の良い客ばかりになる。結婚は戀愛の基場と言ふ様なことを言ふ多情性格の人物がなくなつて、結婚したら共に白

髮頭になつても夫婦相和して家庭は平和が維持される。富豪が其身邊を處れる様な社會不安はなくなつて、却つて尊敬されることとなり、貧者を輕侮するが如き惡風もなく、禮儀が重んぜられて上下一致の美風が現れ社會生活に秩序がある。檢察當局は被疑者をどうして法文に引懸けて處分するかを考へずに、嚴正厳格に取調べはするが人格を重んずるの風が旺んとなり、被疑者は犯した罪をどうして遁れ様かと苦心して當局に迷惑をかけたり、良心の苛責を受ける様な振舞がなくなりて正直に申立てをする、そして再び犯され様に改心する様になる。政治家は政權爭奪等の醜狀を演ぜず、正々堂々と政策を争そひて國益を圖り民福を重んずることとなつて、眞に國民の選良たるの品位と資格が具備されて敬服する程になつて来る。同志相集ふことはあつても派閥を作つて羈を争ふ様な者がなくなり、各自の報酬は其能力の優劣の差に依つて異なると雖も、權力や金力の結果ではないことになる、彼様な國民生活の狀態になるのも、我國體の姿を正視することが出来たるが爲めで、即ち皇國本然の姿に政府の政策と指導に依つて、還元するを得たからであると思はしむる如く導くが故に、國民は協力一致して各々其職業に精進し勤儉産を收めて、能く忠に能く孝に億兆一心の濟美を期して國體の精華を發揮し、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し朋友相信んするの人格を陶冶し、其職業の如何を問はず、境遇の別なく資本家たると、勞働者たると、農、商、工、漁業たるとの別もなく、軍人たると文人たると公吏たるとを問はず、苟しくも我國に生を享ける者は、一視同仁と愛撫し賜へる 陛下の赤子たるとの觀念の下に奮闘努力して其生活に餘裕あらしむるを得て、其餘裕の内より一日一錢の貯蓄を爲し、之れを一年繼續するとき三圓六十五錢となる、故に全國民の七千萬人には二億五千五百五十萬圓の貯蓄が出來るのである。以上の一錢を六錢に増加して貯蓄をすることとして一年間には、十五億三千三百三十萬圓の貯蓄となるが故に、先づ外債の十四億圓を償還することとする。斯くて十年間繼續すれば百五十三億三千三百三十萬圓になるから、七十五億の公債を發行しても、國力充實事業完成後、十ヶ年經過せば舊公債をも償還し得ることとなるのである。何んぞ怖るべきであるか、若し此の七十五億の公債を虞れて此儘に、漸進の美名に藉口して彌縫對策

に腐心するが如きことあらば、到底公債の償還どころではない。國民は自滅を辿るに等しき結果に終るであらう。況んや東亞の現状を利口し、世界の現状を眺むるに當り、我國が若し現在の状態にあるに於いては、戦争起らざるものと何人を保障し得るや、萬一戦争勃發せば何程の國帑を消費すべきか、歐洲大戦の經驗に徴するときは一年に一國にて百億の國帑を費して居るではないか、若し一年百億を消費せば三年間にては三百億の國帑を消費する結果となる、而かして三百億の國帑を消費して敗戦の場合は如何なる結果に終るべきか想像するだに愚なりと言ふべし。亦戰勝したればとて其得る處は何物であるかを思ふとき、甚だ期待薄きものではあるまいか。然らばとて國辱を招き、皇國の威信を汚損する如き場合に於いては敢然起つて戰勝を期するは當然のことにて、今更贅言を要せざる所である。

故に吾人は積極進取の氣象に則り、敵をして起つ能はしめざる覺悟を必要とする、則ち嶄らざる靈劍の威徳を精神として皇國の威力を世界に示すべきである。之れ即ち國防の完備、富國強兵の實現にして、著者が提倡する新國策の樹立、最少限七十五億圓の公債政策の直時斷行である。

斯くて、皇國の威武を整へ、國民は更始一新、各自其業を樂しみて精勵し、土を耕す一個の鋤も、地に打ち込一個のハシマーにも事務執る筆も、其一舉手一投足に於いても、皇道翼賛の使命を忘れづ、國を興し身を修め、國家を富獄の安きに置き以て眼を海外に向け、隣邦支那には四億の民あり、印度また三億の民あり、南洋また一億の人口あるではないか。是等白人に虐げられたる亞細亞民族を救ふは、皇國臣民の責任に存する、吾人は戦はんが爲めに國防の完備を急ぐにあらず、吾人は戦はずして勝たんことを欲し、戦はずして宇内の秩序を定め、絶對の平和の爲め、正義人道の爲め、人類生存権の平等確立の爲め、皇國の大理想、皇國臣民の大使命完遂の爲めである。

即ち 天祖 皇祖 皇宗の 神靈に應へ奉り 現神の 聖慮を安んじ奉り 皇恩の萬一に報ひ奉らんと欲す而已

以上の如きは全く、皇國本然の姿への還元にして、皇國民の自覺に依つて成就すべきものなるべく、一大決心と一大覺悟を促して已ます、之れ新國策提唱の精神である、統制ある物心一如の皇道經濟の再建こそ難局を打開し、一發の彈丸を要せず、一滴の鮮血を流さず、而して更始一新の、昭和維新を顯現するのである。

#### 【附記】

以上の國策を實行するに當りては、生産、消費、輸出入貿易、其他一般の状況を常に詳かにすると同時に、財界の急激なる變動等を防止し、無駄を排除する等のことあるは勿論、經濟を統制する必要あるを以て、差當つて内閣調査局を昇格して統制省とするを要す。其他の機構の改革は順を追ふて實施すべきものにして、機構の改革に急にして其實の伴はざるが如きを警戒して、實質の改良を急ぐべきである、敢へて附記す。

回顧せば、昭和二年今を去ること十年前、筆者が政黨内閣の前途を憂へて、我國の内閣が、政黨政派を超越する人材内閣の必要を痛感し、且つ欽定憲法の精神に鑑み、斯くあるべきを信じ居たるとき、西園寺公が上京して神田駿河臺の邸にて漏されたる次の如き意見が新聞に報導されたるを以て、當時より此の新聞を保存して、同公の眼識を世人に傳へるの無駄ならざるを思ひ之を掲記する。即ち今日の事態は同公の當時の杞憂は杞憂に非ずして事實となつて現はれたのである。

## 西園寺公の談

我憲政は清浦内閣を最後としていはゆる政黨内閣の緒についたのである、然るに加藤首相の下に組織せられた三派聯立内閣は辛うじて其機能を盡したが、それも束の間で憲政會單獨内閣となるや、議會に多數を存せざるが故に政策的には勿論對議會策的にも徒らに上手に處することのみに苦心した結果、政黨内閣の名はあるもその實の伴はぬ憾みあり、國民を

して政黨内閣の眞價を疑はしむるに至つた。されば其の次を繼いだ現政友會内閣にしても、もしも憲政會内閣の職を履まんか、こゝに政黨内閣なるものは最後の審判を受けねばならぬ。然るに頻りに到來する注進に依ると、政友會内閣には勿論「政黨内閣の眞價」のために自重精進せねばならぬ。然るに頻りに到來する注進に依ると、政友會内閣にも幾つもの流れあり、加ふるに閣僚間動もすれば統制を疑はるものありとのことで、又貴族院關係に於ても研究會が果して政府の思ひ通りにスラッシュ行くかどうかは注意を要する様にも認められるから、此點も政府に於て充分意をそゝがねばならぬと思つてゐる。

昭和二年の九月十三日は、藤山雷太氏の誕生日に相當するとは、同氏が同日訪問せる新聞記者に語られた所に依つて筆者は記憶してゐる、其時次の如き談話をされたのであるが、筆者は當時此の藤山氏の談話の如き識見を政府が有して政策を遂行すれば國家の前途も期待多かるべしと痛感し、此の新聞を未だに保存して居るのである。故に今其談話の内容を其儘記して同氏の識見を世人に知らしめることとする。同氏今は病に侵され加療中と傳聞し、現今の時局に鑑みて痛惜に堪、さるものがある。筆者は一面識もなきものなるも知人には、同氏と事業を共にしたる者も二三あるを幸として、之等の人より同氏のことについて傳聞したる以外、同氏に對する知識を有せざるを以て、同氏の談話其儘を掲記することとする。

### 藤山雷太氏談話

一體日本は年々百萬の人口が増加して行く、それに反して土地は依然として變りがない、ではこの人口過剩をどうするか、これは戦慄すべき問題である、日本の前途は一つにこの問題の解決にかゝつてゐる、自分はさう信する、自分は年來實業家としての立場から、この解決方法を考へて來た。結局内にあつては産業立國、外にあつては海外發展、これより他に策のまさるものなしと言ふ信念を得たのだ。今にして政友會あたりが、聲を大にして産業立國を説いてゐるが我々はそ

んなことはとうの昔から考へもし、主張もして來たところだ。而して日本は列強に比して、最も地の利を得てゐる、産業を興して製品を山積すれば、即ちこれを捌くの道を講ぜねばならない、そこで眼を一轉して隣邦を見れば、支那に四億の民あり、印度又三億を擁し、南洋優に一億の人を容れて、八億の民が待つて居るではないか、我々が良品を廉價に製すれば、こゝに一本の手拭を作つたとしても、忽ち八億の手拭は羽が生えて飛ぶと云ふものだ。今や歐洲がたの製品のマーケットを東洋としてゐる際、同じく東洋に住する日本が依然墮落を續けてゐるとは何事だ、世界に原料を求め、世界にこれを供給する、正にその機を得てゐるものではないか。私がかつて廻つた蘭領印度は人口五千萬、而して土地は日本の三倍、ジャワは未だ斧鉋の入らざる地があるし、何れも擧げて日本人の開拓を持つて居る、何故に人口は早く移住せぬのであらう、日本が緊縛一番、この邊に深く食ひ入つて、これを經濟的領土とするは容易な事だと思ふ。」

「政府が積極的に海外政策を斷行するの意あれば何でもない事だ、二十何年聲をからして唱道して來た南米移民が僅か四萬八千人を移住せしめたに過ぎぬではないか、積極政策とは全體何の意味なのであるか、藤山は本當にさう思つてゐると吹聴してくれ給へ。足一步國外に踏み出せば到るところ青山があるものを只國內にウジャヤ／＼して、政治家は政策の争ひを忘れて、地位權力の争奪に日も足らず、實業家は茶の湯、骨董の類を弄して天下泰平を極込んでゐる、今はそんな時代ではない、舉國一致、老若男女一齊に起つて働くべき秋ぢやないか、私も來年あたり再び南洋を廻つて、大いに畫策するつもりだ、年を取つたのなんのと言ふ事は一つも問題ではない。」

### 既成政黨の結成と其功罪

回顧せば、我國に於ける政黨の結成は、自由、改進の兩黨に始まり、其後、離合集散、或は黨名を變稱するも、其本流

は今日に及んでゐる。

自由、改進の兩黨は、幕政封建の流れを汲む、藩閥、官僚の強權なる彈壓下に之に屈せず之に克ち、國利民福の増進と國家繁榮の建設に努め、皇威の發揚と國威の宣揚に専念し、常に大衆の味方として不斷の奮闘努力を續け、萬全とは言はざるまでも、概して良好なる成果を收め、遂に政黨内閣の出現を期し得たのである。

此間に於ける政黨の勤勞決して渺少ならず、其功績もまた多とすべきである。

要するに、當時の政黨は、能く國民を指導誘掖し、其使命を果し來つたものと言ひ得るであらう。

皇國民衆が熱烈に、政黨を支持し應援し來つた所以も、實に忠實眞劍なりし政黨の功勞に報ひんとする、誠意の現れであつた。

其後、彼の清浦内閣の成立したるとき、特權内閣打倒を叫び、野黨三派は護憲の旗幟の下に舊衣を捨てゝ聯合し容易に之を倒潰した。此頃までの政黨は大義名分を重んじて、出所進退も明瞭なりしが如く、其運動も概して良好であつた。

政黨に憲政常道とやらの看板を許されたのも、實に此時以後のことである。

斯くて政黨政治は漸次華やかとなり、國運の伸展に伴ひ善處し來りしと雖も、殘念なる哉、勝つて兜の緒を締め、倍々自重すべき大事を忘れ、且又、日露戰役其他の事變に大勝を博し得た、其重大なる原因の何邊に存したるかも忘失して、一切萬事、泰西文化、歐米思想に眩惑され、其消化を怠り、欽定憲法下に於ける立憲君主政治の理想を失ひ、政黨本來の使命を忘れ、道徳、信義は省みられず、國民思想の動搖を來たし、綱紀を頑廢、官紀を紊亂せしめ、内治、外交の不振衰退は申すに及ばず、殊に立憲政治の特長とも言ふべき責任を輕んずるに至り、多數黨は横議亂政の傾向を帶び、小數黨は人身を誹謗攻撃し、以て政争の武器と心得、或は賣國的言動を發して憚らず、政權爭奪に没頭して政策を怠り、其當然の結果として、政界は常に暗雲低迷し、腐敗墮落の極に達せりとの聲高く、政黨排撃の聲、漸く天下に満つるに至り、政黨

自ら凋落の途を辿り來つたことは周知の事實である。

民衆の支持、消極と言ふより寧ろ反感を抱くに至つたことも誠に無理からぬことではなからうか。否寧ろ當然のことである。

斯くて政黨は、國家、國民を忘れたるが如く、私利黨益を圖る以外、民衆の爲めと、國運の發展上には全く、無爲、無策、無經綸、無氣力、誠實乏しく信念なく、内外の情勢を疎んじ認識を缺き、前途暗澹として光明を失ひ。彼の滿洲事變勃發前後の如きは、凜然として拱手傍観爲す所を知らず、己むなく軍部が國論統一に大童となつて大陸政策に乗り出し、東亞に低迷せる雲霧を拂ひ暗夜に黎明曉を思はしめたる快舉を敢行せるが如きは世人の記憶未だ新なるところである。

以上の如く、政黨は恰も朽木の如くにして、其中より生ずるは白蟻の如き罪惡と、國民の憎惡以外の何ものでも有り得なかつた。此の腐敗せる空氣の中に、必然的に溫醉し培はれ來つたのが、彼の五・一五事件ではあるまいか、其善惡、適否、好むと、好まさるとに論なく、五・一五事件こそは、實に起るべくして起りたるものと言ひ得るであらう。

然るに去る議會に於ける齊藤隆夫代議士の演説記錄を閱するとき、五・一五事件其他に關しても、其見解認識に於て吾人とは格段の相違あるは勿論、甚しき同代議士の謬見を發見するのである。而も此の謬見に基く議會の演説が多數議員の共鳴を得たるかの如く報道せらるゝに於ては、如何に輕薄なる思想が議院の内外に漲るかを思はしむ、同時にまた自省内觀の必要を忘れ、義務の履行を怠つて權利の主張に急なるが如きは、先年來流行せるマルクスボーアの氣焰に類似せるかに想到する。何となれば、同代議士は別項の如く其演説の頭初に於て、舊來の陋習を追ふて、優柔不斷の政治は許されない、之を排して一大革新を斷行すべき國家的、國民的要求は澎湃として眼前に押寄せて居る事を認識しながら、其内容が徹頭徹尾自省なく、無責任なるからである。故に廣く世人に知らしめ、是非曲直を明かにして、將來再び斯の如き誤りながらしむるの必要を痛感し、之を摘錄して批判を加へんとする次第である。

## 齊藤代議士演説批判

廣田首相は囊に大命を拜せられ、組閣に入るに先立つて天下に向つて一の聲明書を發表して、將來に對する決意を明にせられたのでありまするが、其聲明書を見ますると、舊來の積弊を芟除し庶政を一新し、確乎不拔の國策を樹立して、以て其實現を期す、昨日此處に於ての御演説に於きましても、此趣旨を敷衍せられて居るのであります。洵に我意を得たるものであります。御説の如く今日我國内外の情勢を見ますれば、最早舊來の陋習を追うて憂柔不斷の政治は許されない、速に此陋態を打破して一大革新を爲すべき、國家的、國民的要要求は膨脹として吾々の眼前に押寄せて來て居るのである。

それ故に今日何人が政治の局に立つと雖も、此決心と此覺悟を以て當らねばならぬことは當然の次第であります。固より是迄歴代の政府に於きましても其考へがなかつたのではありますまい。其證據には何れの内閣も成立直後に於きましては、或は施政の方針を聲明する、或は政綱政策を發表して、國民の前には政治の革新を誓ひまするけれども、それ等の方針、それ等の政綱政策が全部は愚か、其幾分たりとも實行の跡を残さずして、一兩年経てば内閣は崩壊してしまふのであります、是は何故であるかと言へば、畢竟するに總理大臣を初めとして、閣僚全體が眞に今日我國内外の情勢を認識して、國政改革を斷行するだけの熱意もなければ氣魄もない、勇氣もなければ眞劍味もない、唯目前に現はるゝ所の國務を彌縫して以て一日の安きを貪る、斯の如き馳緩せる政治狀態が過去幾年かの間繼續致しました結果、遂に今日の現状を惹起したのであります。

固より是等の題目は今日初めて現はれたのではない、又現内閣の新發明でも何でもない、從來政府之を唱へ、政黨之を唱へ、又有ゆる政治家が之を唱へて、國民に向つては何かの期待を抱かして居たのでありますけれども、之を具體化

して以て其實行に着手したる者は、殆ど見出すことが出來ないのである。申す迄もなく政治は宣言ではなくして事實である、百の宣言ありと雖も、一の實行なき所に於て政治の存在を認めるとは出來ないのであります。

今日は斯る政治上の題目を繰返して、之に陶醉して居る秋ではない、速に之を具體化して以て其實行に取掛るべき秋であります。

以上の如く齊藤代議士は、一大革新を斷行すべき國家的國民的要求が膨脹として眼前に押寄するに至つた。此の事態を招來したることは過去の政治の怠慢に歸すべきを述べ、歴代内閣及政黨の無爲無策無能と不誠意、並に無氣力併せて政治を宣言や宣傳と心得一つの實行を爲さず國民を欺瞞し、政治の存在を認むべき何物もなかりしことに基因するが如く述べて居るのである。此點に關しては天下何人も異存なく異口同音の共鳴を得べきことは敢へて信じて疑はざる所である。

然るに同君も政黨員にして、しかも幹部の一員であり、且過去に於いて幾度か政務官たりしに不拘、自己の責任に關しては其片言だに吐かざりしことは吾人の最も遺憾とする所である。而已ならず論旨の進むに隨ひ其責任を他に轉嫁せんことに苦心し、却つて我田に水を引かんことに吸々たるの哀情を暴露せるに至つては、愚かと言はんより寧ろ憐れむべしと言ふべく、其心中の淋しさを察するとき近來政黨人の悲哀たるの感を禁じ得ぬ。

古來大和民族は責任を重んずるの良風美俗を養ひ、此美風が世を益し、國を興し來つたのである。即ち完全なる責任の遂行は大和民族の大使命の一つである。

然るに近來責任觀念の切要を説くものありと雖も、自らは之を無視するの惡風渡來し、彼の傳染病の如く蔓延して之に感染するの徒又決して少からず、誠に憂慮すべき一事である。察するに責任觀念の缺乏は延ひて社會不安を醸成する原因の大なる一つに算ふべきものにして深く留意を要する所であらう。

齊藤代議士演説

今まで、言論、文章を以て革新を鼓吹し、甚しきは暴力を以て革新を斷行せんとするものありと雖も、眞に世界の大勢を達觀し、國家内外の實情を認識して理論あり根底あり、實行性ある所の革新案を提供するものはない。また國家改造を唱へて國家改造の何たるも知らず、昭和維新を唱へて昭和維新の何たるを解しない。畢竟、生存競争の落伍者、政界の失意者乃至一知半解の學者等の唱へる所の改造論に耳を傾ける何ものもない。而して此種の無責任にして矯激なる言論が、思慮淺薄なる人々を刺戟し不穩の計畫を醸成し、不逞の兇漢を出すに至つては實に文明國民の恥辱であり醜態であるのであります。吾々は隨分長い間行政刷新、即ち行政機構の改革と言ふことを聞かされた。例へば、省の廢合、無任所大臣の新設、中央地方の行政組織の根本を改革し、之に依つて行政を簡易化し、行政費を節約する、繁文褥禮の積弊を芟除する、斯う云ふ議論は隨分長い間聞かされて居る、政府も政黨も之を唱へるけれども今日まで實行した例はない。

以上の如く同代議士は言論、文章に依る革新の鼓吹を爲し、或は暴力を以て革新を斷行せんとするものありと雖も、眞に世界の大勢を達觀し、國內の事情を認識して理論あり根底ある實行性の伴ふ革新案を提供するものはない。而して之等のものは國家改造の何たるかも知らず、昭和維新の何たるかも知らずと言ひ、生存競争の落伍者や政界の失意者乃至は一知半解の學者の說と輕蔑して耳を傾ける何ものもないと言ひ、更に之等の無責任なる矯激の言論が思慮淺薄なる人々を刺戟して不穩の計畫を醸成し、不逞漢を出し、文明國の恥辱であり醜態であると言ひ、行政刷新や行政機構の改革に關し過去の政治、即ち政府並に政黨を批難して居るのであるが、同代議士の言の如く、過去の政府や政黨が行政の刷新や行政機構改革の必要を痛感しながら、何事も爲し得なかつた處に政治家以外の人々までが、前記の様に同代議士の述べたる如く、改造論や革新論、又は昭和維新論等を言論や文章に依つて發表し、或は鼓吹するに至つたのではあるまい。即ち政黨と雖も自ら過去現在の政治部門に刷新や改革を痛感しある事實に於ては、生存競争の落伍者又は政界の失意者

とか一知半解の學者の說等と一概に輕蔑するが如きは、前後、矛盾、撞著の甚だしきものと言ふべきである。況んや此種の無責任にして矯激なる言論が云々と言ふも、此の無責任にして矯激なる言論文章なるものは政黨政治の產物である。

回顧せば、筆者が滿洲在勤中請暇歸省したる際、屢々政黨の言論を耳にしたのであるが、其の無責任と矯激なることゝは、昨今一般に爲される言論の比ではなかつたのである。或は選舉の際、警察は人民保護の職責を忘れて與黨の意の儘に動くが故に、我々は最早其迫害に堪へ兼ね頼るべき所がないと叫びながら、或る憲兵隊に駆け込んで救助を求めた政黨員もあつた位である。而已ならず政黨の倒閣運動等の場合に於ける言論の矯激にして無責任なる事は今更言を要しまい。彼五・一五事件後に於ける政黨の各地に於ける大會其他の席上にてなせる演説の内容の如きは如何に割引し善意に解釋しても、責任を重んじたる穩建妥當の言論たりしとは言ひ難い、即ち齊藤代議士の言ふが如く舊來の陋習、陋態は速かに打破して一大革新を爲すべき國家的、國民的要求は、政治家の眼前に澎湃として押寄たりと言はしむる實情なりしに係らず、政黨は非常時解消を唱へ時局を逆轉せんことに吸々たる有様にて、其論する所は軍部の中傷乃至は荒唐無稽の言を吐いて憚る所がなかつたのである。されども政黨の言而かも矯激無責任を極めたる言論に刺戟されて踊り出すべき何人もなかつた。之より考ふるときは如何に思慮淺薄なる者と雖も、政治國事に關する事犯者は單に矯激無責任の言のみに刺戟されて踊るに非ずして、其言を裏書すべき國家社會に現れたる事態に憤慨するものではあるまい。

故に不逞漢を出すことが文明國の恥辱たることを自覺せば、先づ斯の言を吐くものよりして其身邊を省みるの必要がある、自省内觀を忘失すべきでない、要是不逞漢の發生の餘地なからしむべく努力することが肝腎である。同代議士は無責任を戒むるが如き言説を續けたりと雖も、無責任なることは政黨が之を教へ政黨を基礎として組織されたる政黨内閣が之を教へ來つたのではないか。而して無意義ならんも齊藤代議士自身の演説其ものが甚だ無責任なることを暴露して居るのではないか、耳を掩ふて鉛を盜むの愚を語るべきは最も人間の戒むべき所である。同代議士の反省を望む。

改革をしたい考は持つて居るけれども、まだ何等の腹案はない、是から調査をする。例に依つて委員でも設けて慎重審議して、それから後に改革をするかしないかを決める、さう云ふ御意見であるならば別に御答は要らぬのであります。私等は随分長い間さう云ふ答辯を聞かされて來たのであります。此上同じやうな答辯を聽く所の忍耐力を持つて居らぬ。既に改革をやると言ふ以上は、其前に於て相當の輪廊が出來て居らなければならぬ、内容は備つて居らぬけれども改革をやると言ふ所の決意だけでは吾々は承服することは出來ない。

茲に於て一言したきは、改革はする考へだが腹案はない、是から調査をする慎重審議して後改革をすると言ふ意見であれば答は要らぬ、隨分長い間そんな答辯を聞かされて、此上同じ答辯を聞く忍耐力はないと言つて居ますが、ここだ吾人の見識し能はざる所は此の一語である。答辯を聞く忍耐力さへないと言ふではないか、然らば一般の國民は能くも忍耐力が續くものと同代議士は感謝されて然るべきではなからうか。一般國民は答辯處ではない、實際生活上に於て政黨政治の欺瞞政策を味はされて、今年は來年はと我慢をして來たのである。古諺にある如く稼ぐに追い附く貧乏なしと言ふ一言を頼りに稼げとも稼げども貧乏神は去りやらず、働けど働けど樂にならない大衆生活である。顧みれば或政府が金解禁を斷行して景氣を快復すると大童の宣傳に、國民は驚喜して景氣の來るのを鶴首して待つたのが、待間程なく、より以上の大不景氣の襲来に苦しめられ、殆んど屈したる足腰が伸び上る能はざるまでに、苦境のどん底生活を味ふまでに至つた。ロンドン條約も國民負擔の輕減と言ふ宣傳であつたが、却つて負擔の加重する結果を招來する事實に逢著したのである。而かも此條約は昭和五年五月十三日米國上院外交委員會に於て、ロンドン會議に於ける米國首席全權であつたスチムスン氏の演説の内容を検討するとき一見明瞭なるが如く、日本にとつては屈辱條約であつたのである。要するに國民は政黨政治に欺瞞され打たれたる上に踏まれたると同然の事態にもかかはらず、忍耐に忍耐を重ねて來たのであることは

何人も否定し得ない事實である。然るに國民も矢張り齋藤代議士の如く忍耐力に限りがあつたのであらう。即ち過去の欺瞞政策なることを見破つて政黨政治の恩恵に浴するものは、一部小數の資本家であると言ふ様な觀察をするに至つたのである、故に政黨政治の過誤は遂に財閥をも敵視するが如き思想を、一般國民に抱かしむる結果となつたことは争へない事實である。斯くて諸種の不祥事を惹起するに至つたものと見るべきではなからうか、即ち罪は他方に非ずして政黨自體の體内に在りたることに政黨者流自らが氣附くに至つたとき、社會不安の芟除を容易ならしめ得るものと確信するのである。而し筆者は政黨のみに其罪があると断定するものには非ざるも、其大半が政黨に歸すべきを主張し、政黨は之を甘受する雅量を示して、内觀自省以て將來に於ける政治の刷新に努力すべきであらうことを苦言する。

#### 齋藤代議士の演説

我國の政治組織は、明治維新以來歐米先進國の長を採り短を捨て、之に我國の歴史と國情を加味して作られたものであります、其後時代の進運に應じて屢々改正に改正を加へて今日に至つて居るのであります、それ故に制度として相は當完備して居りまして、之を何れの文明國に比べても決して遜色はないのであります。故に問題は制度の改革と言ふよいか、寧ろ此制度を運用する人である、人が役に立たねば如何に制度の改革をした所が決して其實績は挙るものではないのであります。

畢竟するに是までの大臣が役に立たぬからであります。内閣大臣たるものは一方に於ては行政長官として、他の方に於ては國務大臣として大所高所より國家の現状を眺めて、國政變理の任に當つて居りましたならば、現行制度の下に於ては國務の統一が取れない、豫算の弊に堪へない、斯ふ云ふ理由を以て新に無任所大臣を置くなどと云ふ議論が出て来る譯はない。

内閣官制を見ますと云ふと其第二條に於きまして、内閣總理大臣は各省大臣の首班として行政各部の統一を保持す、

又第三條に於きましては、内閣總理大臣は須要を認むるときは行政各部の處分又は命令を中止せしむることを得、内閣總理大臣は現内閣官制に於て是だけの権限を授けられて居るのであります、それで國務の統一が取れないと言ふならばそれは制度の罪でなくして全く總理大臣其人の罪である。

或は豫算分捕の弊に堪へない、豫算争奪戦をやる何んたることである、毎年豫算編成の時期になりますると言ふと、斯くの如き醜態を暴露するのは何が故であるか、畢竟するに政府の政策が決まらない、政治上の大方針が決らないからである。若し政治上の方針が決つて居りますならば、各省大臣が勝手氣儘に豫算の要求を爲すべき譯はない、是等の弊害は現行制度の運用に依つて如何様にも芟除することが出来るのであります。況んや立憲政治は何處までも責任政治でなくてはならぬ。内閣が政治の中心となつて全責任を負ふて國政焚理の任に當る、若し力が足らないならば其職を去るのみであります。

然るに此道理を辨へずして、動もすれば自己の無能力を補ふが爲めに種々の工作をやる、畢竟するに弱體内閣の慣用手段でございまして、憲政の本義を棄り、人の爲めに官職を設け、國政を玩弄するの甚しきものでありますからして大いに戒めねばならぬのであります。

唯廣田首相が認めて以て積弊と稱し、又秕政と稱するものは主としてどう云ふ點を指し居らるるのであるか、何處を目標とし何處を狙つて居るのであるか、是が明にならねば如何に自ら惹焦慮せられた處で、如何に意馬に鞭たれた所が到底改革の實績を擧ぐることは出来るものではないのであります」

我國の政治組織が歐米先進國長を探り短を捨て、而かも光輝ある歴史と國情を加味して作られたるものにして、英聖明治大帝の偉業たる立憲君主制たることは明確なる事實である。然るに議會中心主義なる民主政治を謳歌するが如きは、立憲君主制に相反する政治思想たることは極めて明瞭である。此の誤てる政治思想に根底を置き政治を運用せんとするが

故に憲法の常道を唱へ政黨政治を唱ふるに至るのである。而して此の民主政治を謳歌せんとするが故に政治上の罪惡を發生するのではあるまいか。如何なる制度に於ても斯の如き我國體に相容れず、我國情に副はざる政治思想に支配さるる政治家が國政を運用するに至つては、到底實績を擧げ得るものに非ざることは贅言を要しない、制度の改革よりも人の問題たるに於ては先づ此の誤てる議會中心主義等の民主主義思想を一掃することが肝要である。近來唱へらるる政黨政治排撃の原因も政黨者流が此の誤てる思想を抱懐せることにあることを見遁すべきでない。更に又制度より人と言ふに於ては、政黨に限られたる内閣の組織せらるるが如きは最も不適當なる人選の結果となるが故に、廣く人材を求むる意味に於ても政黨内閣を排撃すべきである。若し政黨政治や憲政常道を飽までも主張するが如きは、我政治組織の特長を知りて其特長を無視するものにして、畢竟金匱無缺の欽定憲法の精神を冒瀆するの譏りを免るべからざるものである。現今積弊を芟除し庶政を一新するとの掛聲を耳にするに至つたことも、此誤れる民主主義思想に基く政治の運用より起り来る弊害の甚大なるからである。一例を擧げ來れば公黨たるべく政黨が私黨化し、官僚又往々私僚化するが如き是である。故に庶政を一新するには我國體と相容れざる民主主義思想を撃退し、此の誤てる政治思想に基く政治の運用を一掃することを主眼とすべき以外の何ものでもあり得ない。要するに我國の國政焚理の任を擔當するものは、政黨内閣に非す、官僚内閣に非す、特權内閣に非す、軍部内閣にも非すして浪人と言はず、官吏と言はず、軍人たると政治家たるとを問はず實業家たると労働者たると、また農商工漁業者たるとの別なく、皇祖皇宗の御遺訓を奉じ、明治維新の皇謨の御旨を體して如實に忠實に之を實践する、而かも纖見高邁なる有能有爲の人材内閣でなければならぬ。之れ即ち世界無比の立憲政治の本質である。苟も政黨政治の如き或は議會中心主義の如き、民主政治霸道政治に捉はれて、億兆一心の我國體の精華を發揮し難からしむるが如きことあるべからずである、故に立憲君主制下に於ける政治の本質に隨ひなば、庶政の一新も積弊の芟除も比較的容易に之を行ひ得るものと信する。道は遠くに非すして脚下にある、聖詔聖旨は昭々乎たり、何ぞ英米

の民主主義霸道政治を學ぶべきぞ、人心を新にして制度の運用を認むべきであることを忘るべからず。

五一

#### 齋藤代議士演説

吾々は隨分長い間學制改革を聞されて居りますが、今まで實行が出來て居らぬ、文部大臣は是まで口に學制改革を宣傳する、或は其實行に手を著けたことがありますけれども悉く失敗に歸して居る、獨逸の如きは三年を出でざる中に學制改革を斷行した、殊に近時ナチスの政治の時代に至りましてから一層青年教育に力を盡して、御承知の通りに青年の勞働奉仕團と言ふが如き特色を發揮して居ることは、世界周知の事實であるのであります。

其外、英國でも佛國でも伊國でも歐洲諸國は悉く其國情に依りて教育の内容は違ひますけれども、何れも獨逸と相前後して學制改革を断行して青年の教育に最も力を注いで居る。然るに我國の教育は如何なるものなるかと云ふと、相變らず舊式教育を追ふて居つて所謂過度の詰込主義に偏して精神主義、人格主義を殆ど無視して居る。」

我國に於て學制改革の叫ばれることは實に久しうに亘つて居る。然るに未だ其實行せられざる事實は齋藤代議士の所論の如くである。此長き間に於ては絶對多數の政黨内閣時代も幾度かあつたのであつたのである。然るに政黨が之を爲し得なかつたことも、我國の政黨の無意義の一つに算入すべきではあるまいか。即ち爲すべきを知り爲さざるべからざることを知悉して、而かも議會に於て絶對多數を占むる政黨内閣が最も重大なる國民教育の本尊である學制改革すら爲し能はざりし事實は亦以て政黨政治の無爲無能を物語り、政黨無策なりと言ふ事實の告白なるかの如くである。何事も外國を模倣したがる政黨人が、歐羅巴の獨逸に於いては三年を出でざして學制改革を断行し、殊にナチスの政治下に於いては一層青年教育に力を盡して青年勞働奉仕團の如き特色を發揮して居ることも、同代議士の述べて居る通りである。然るに我國に於いては其改革の必要に迫られ乍ら爲し得ないとは誠に心外である。顧ふに之等は政權擴張に學校を悪用し、或は子弟の關心を買ふべき言動を弄したる爲め、其弊害の蟠居する處遠いに爲すべきを爲し能はざる事實に立ち至らしめたのではある。

まいか猛省すべきことである。更に翻つて考ゆべきは、ナチスの政權下に於ける青年勞働奉仕團の美舉である。此の勞働奉仕の美舉の如きは、ヒットラー總統が個々の幸福より國家全體の幸福をモットーとする全體主義の施政が預つて力を爲して居るであらうことを見遁すべきでない。即ち全體主義の下に於ける勞働奉仕は、實に個人資本家其者に對する勞働でない、故に資本家乃至は資本家一族の贅澤や遊蕩墮落の爲めの奉仕でない、直接國家國民全體の爲め愛國の至情に基く奉仕たることが明確なるが爲めであらう、敢へて政治家の注意を促し長所とする所を以て學ぶべきを勧む。

其外、英佛伊等も各其國情に應じて各學制の改革を爲せることは、之又同代議士の所論の如くである。之を以て之を考ふるとき現内國の下に平生文相の志せる學制改革の爲めには恐らく政黨も同意し應援助力せるであらうことを期待し、速に適切なる學制改革の實現を希望して己まない。斯の如きは恐らく國民一致の願望であることを信するのである。何となれば過去の教育制度の不適當に基く其弊害の及ぼす所甚大なるは勿論、教育が精神を涵養し人格を養成するに非ずして、精神を破壊するが如き現状なるからである。不良なる個性は不良なる家庭を作り、不良なる社會を作り、不良なる國家を作る所以である。國家の隆昌繁榮乃至は強き正しき明るき國家を作るには、勤勉にして強く正しく明朗なる個性を作るに始まる、此個性を作るは一つに教育の力に俟つ適當適切なる學制改革の要また切なりと言ふべし。

#### 齋藤 議士演説

前十米國大統領が傷は負はなかつたが狙撃せられた、塊國の總理大臣が暗殺せられた、又リンデーの小兒殺害事件、斯う云ふ事件でも犯人が發覺するや否や一、二週間を出でざして死刑の宣告をして直に執行するのであります。

然るに我國の裁判はどうであるかと言ふに、天下知名の士が殺害せられ犯人は其場に於て捕へられた、犯罪の證據歷然たるものあるに拘らず、二年も三年もしなければ一審の裁判が済ない。政治家の濱職事件の如き八年掛つてまだ済まない、帝人事件の如き三百四以上の事實審理をやるにあらざれば、一審の裁判が出來ないと云ふが如き常識を以ては想

像が出来ないのであります。

斯ふ云ふことでは時代の要求に應ることが出來ない、大切な人權自由を保護することが出来るか、裁判の手続きが複雜であれば簡易にするが宜しい、裁判官の數が足りないと云ふなら金を要求し、又政府は金を出せば宜しいのであります。或る方面にはどしどき金を出すが、政治の大切なる人權自由を保護する此裁判所に金が出せない譯はないのであります。

近頃人權蹂躪の問題が起つて居りますが、其事件を聞きますと殊に驚くべきものがある、所謂肅正選舉、選舉取締を執行するのは宜しいが、故らに犯罪を製造するが爲に法規を濫用して濫りに人民の自由を拘束する、強いて虚偽の自由を求める爲めに之を虐待し、之を拷問し、人身に傷を負はせ甚しきは拷問の結果良民を死に糾らしめたものがある。」外國の裁判が迅速に行はれるに反して我國の裁判が著しく遅延する、斯くては人權自由の保護が出來ない、手續が複雜であれば簡易にしなければならない、司法官が不足なら増加せよ、金がないなら要求して政府に金を出させ、又政府は或方面に出すのであるから人權自由を保護する裁判所に出せない譯はないと言つて居る。成る程理屈はある、我國に於ても青酸加里の毒殺事件や嬰兒殺しの事件等は左程遅れはしなかつた一、二週間ではなかつたが二、三ヶ月で決審した。斯様な例もないではないが、元來裁判が永引く傾向がある。此の永引く原因の一つとしては裁判所側が人權自由を尊重し過ぎて、被告の我儘な理由に依つて永引くものや、辯護士の引延ばし策に依つて遅延する向もないではない、此等は速かに改良されるべきを希望するは當然のことである、次に同代議士が人權蹂躪問題に觸れて肅正選舉に於て、故らに犯罪を製造する爲め法規を濫用し人民の自由を拘束し、強いては虛の自由を求むる爲めに虐待し拷問し人身に傷を負はせ、甚しきは良民を死に至らしめたと事實を述べられて居ることである。成る程肅正選舉に於ては齋藤代議士の所論の如き事實があつたことは新聞の報導したる所に依つても、亦吾人が見聞したることに依つても明白である。然し乍ら同代議士の所説に依れば

如何にも肅正選舉の特產物なるか、官僚内閣の特產物なるかの様にも受け取れるのであるが、此の選舉に於ける人權蹂躪や拷問等は近頃の產物ばかりとは言ひ得ない、遠く政黨内閣時代に於ても行はれつゝあつたのである。筆者は各種の選舉に關係して九州、中國、北陸、關東地方等各地に於て人權蹂躪や拷問の事實を見聞して居るのである。其一、二の例を擧げんに、或地方の選舉の演説を終りて選舉干渉監視委員と言ふ囑托の證を持つて選舉区内を歩き廻つた事實がある、實に考へるだに馬鹿々々しい極みではあつたが、政黨内閣時代に於いては實際其必要があつたのである。

此の間に於て檢束されたる野黨の運動員、又買收する與黨の運動員を援護する警察官、或は拷問されて選舉の際なるが故に己むなしと言ふ運動員、或は民家に立寄りて種々なる口實を設けて投票勸誘に狂奔する警察官を見受くる等、其實情は到底選舉に關係せざるものゝ想像だに及ぶものに非らざるのである、而かも之が齋藤代議士が内務政務次官たりし時代のことなるに於ては何たる皮肉ではあるまい。兎に角、政黨内閣の選舉に於ては、與黨の勝利の爲め議員の頭數を多くせん爲めに殆んど手段を擇ばず、善良なる人民の選舉権の行使は全く公平には行はれず、否公平には官權が行はせなかつたのである。人權の自由等は全く拘束されて私用だに選舉中は辨じ難い有様である。それ而已ならず内閣の更迭があれば警察官の異動がある、利權獲得に警察の力を要する場合が生ずる、與黨の市會府會區會縣會町會議員等が勢ひよく警察に乗り込み、そして警察官を指揮して利權漁りの相談所とする、何某が邪魔になるから彼を何等かの意味で拘引することを強要し、法治國にあるまじき行爲を平氣でやる、若し署長が眞面目で之等政黨人の無茶なる要求を退ける様な事があれば、此の忠實な署長は免職の憂目を見る始末で、上司の紋切形の訓示には官民一致でなければならない、人民保護に力を盡せ等々、御定りの御達しも口からは出るものゝ、政黨の鼻息の儘に變化するのである。鬼の念佛と言ふが鬼の念佛處ではない、斯様な事實が指を屈するに違がない程、昭和の聖代に於て而かも帝都に於いてすら政黨政治の下に行はれつゝあつたのである、何たる野蠻的政治ではあるまいか。實に文明國民の恥辱であり、醜態たることは殆んど言語に絶するもの

があつたのである。

政黨政治下に於いては斯の如き事態であつたものが、五・一五事件以來、政黨内閣の影を没すると同時に選舉の場合に於ける以外の蠻的行爲は全く影を潜むるに至つたとの噂さを耳にするが如きは誠に欣快事である、同時にまた政黨政治の及ぼす弊害の影響たる實に恐るべきものあるを痛切に感じたのである。

#### 齋藤代議士演説

確乎不拔の政策を樹立して之を實現する、政策と言ふ以上は日本國家の進むべき大方針であるに相違ない、此方針が今日に於ても決つて居らぬ、是れから研究して決めるなど、言ふことは受取れない、國家の進むべき大方針は既に業に決つて居る。遠く遡つて見ますれば、明治維新の皇謨に現れて居る所の開國進取、是が即ち日本國家の進むべき大方針でありまして、是が時代の進運に應じて擴張せられたる所のものが、即ち世界の平和と我が民族の發展であるのであります。

今日國際關係を支配する所のものは正義の掛聲でもなければ道義の觀念でもない、如何なる條約も力の前には疎闊せられ、戰爭が始まれば所謂弱肉強食、正義人道の聲は露程も効目はない、故に世界の平和などは期待し難い、望む所は世界の平和でなくして東亞の平和である。東亞の平和を維持することは我が日本帝國の大方針であり、又大使命であり、又大責任であるのであります。所が此東亞の平和を維持する所の根據が今日大磐石に確立して居るのであるか否か之を疑ふのである。

廣田首相は自主的積極的外交と言ふて居られまするが、我が國の外交が自主的でなくてならぬことは當然で、積極的であると言ふ所に相當の期待が掛けられて居るのであります。

而して外交上の工作は必ずや事實の上に現れると言ふことは、

どう云ふことであるかと言ふと、詰り國防計畫の變更であるのであります。と說いてゐる。」

日本帝國の進むべき大方針が、明治維新の皇謨に現れて居る開國進取であつて、是が時代の進運に應じて擴張せられ、世界の平和と我民族の發展たることは當然のことである、故に今日に至るも國家の進むべき大方針が決つて居ない、是から研究すると言ふのでは受取り難いこと、また言ふまでもないことであるが、既に明治維新の皇謨に明かなるが如き日本帝國の進むべき大方針に向つて遺憾なく進み來つて居たのであるかと問へば、何人も否らずと答ふるに躊躇しないであらう。即ち大方針は決つて居ながら此大方針に向つて進み得なかつた、其原因の何ものたりしかを究め、其禍根を芟除する事と明治維新の皇謨に現れたるまゝに進み得る方法が今尙研究と言ふ言葉をなさしむるまで、過去の政治外交等は無軌道的に姑息であり糊塗的でありたるが爲極めて煩雜さを思はしむるのである、而かも其煩雜さは政黨政治の行はれたる以後に於て一層其度を加へ、國家の進む大方針である明治維新の皇謨の精神に相反するが如き結果を現出し、恰も政府に政策なきものゝ如く國民に懸念を抱かしむるに至つたのである。かゝるが故に、必然に政策樹立など、言ふ言葉が流行語の如く宣傳せらるゝに至つたる理由ではあるまいか、國民は齋藤代議士の所論を俟たずして、日本帝國の進むべき大方針が明治維新の皇謨に現れて居る事を知らないのではない、而し過去に於ける政府並に政黨が明治維新以來其皇謨に明かなる政策遂行をなし能はざりし事を遺憾千萬に思ひ、政黨政治の無爲、無能、無策なりし事と、斯くなり易からしめたる其の弊害の根源をも知悉したるが故に政黨を覺醒せしむる無め、明治維新の皇謨の御旨を奉體すべき自覺を喚起する必要上より國策樹立の聲高く叫ばるゝに至りたるものと信する、敢へて無理からぬ事ではあるまいか。

同代議士の言へる東亞の平和を維持する事が、我大日本帝國の大方針大使命大責任である事が明々確々なるにも不拘、滿洲事變以前までの政黨政治の下には此の亞細亞政策の如きは殆んど顧られず、國內政争と政權奪奪の犠牲にされつゝ來つた事實に鑑みる時、政黨人の同代議士が東亞の平和維持の根據が大磐石であるか否かを今日尙疑念を抱かれる事とは、

敢えて不思議とするに足らず寧ろ當然の如くにさへ吾人は思ふのである。而かし今日に至るも尙疑念を抱くが如き罪は他に非すして、政黨自體にも存するであらう事に思ひ及ぼすべきである。

次に我國の外交が自主的でなくてはならぬ事は當然であり、積極的である所に期待がかけられると言つて居るが、此當然と同代議士をして言はしめたる自主的外交が、政黨内閣時代に遺憾なく行はれ來たのであるかと言へば、否らず遺憾なき處が自屈退娶消極であつたのである、其最も顯著なる事實を擧ぐれば彼のロンドン條約締結である。當時を追憶せば我全權國は出發以前に對米七割を最少限度として、其の決定したる兵力を維持すべく國民に公約して出發したのである。又英國に到着後は世界に向つて右の旨を發表して居る。顧るに對米七割と言ふ兵力は國防上絶對的なるが如きものであつたに相違ない。然るに自ら決定せる兵力、殊に國民に公約せる兵力を撤回して、米國案の而かも我國防の危弱を思はしむる程度のものに同意したることは決して自主的外交に非ざりし實證である。而已ならず當時海軍が必生必死の抑合ひの奮闘を爲せる最中に我外務當局に於ては協調せざる態度を漏し、英米に阿附迎合追隨したる事實は國民の記憶にまだ新なる所である。斯の如きは明治維新的皇謨に現れたる我大日本帝國の進むべき大方針に背反せる甚しきものと斷すべきではなからうか、而して外交上期待を掛け得る積極的でなく消極的たりしことの證明でもある。斯くの如く當然なるべき自主的外交、期待を掛け得る積極的外交が其反対に自屈退娶追隨であり、消極的外交を敢えてせる其原因は何邊に存するであらうか、恐らく其一端は必ず政爭の爲め國民を愚弄する政黨内閣の製造元たる政黨政治の弊害であること、又多言を要しない所である。

故に我國に於ては國家の進むべき大方針を阻止したるも、國法を素るも又大使命、大責任の東亞の平和を破るが如きも其根源は殆んど政黨政治の生める罪惡ある處に着意して再び失態なからんことを期すべきである。

#### 齊藤代議士演説

凡そ何事に拘らず事件の原因を審して見ますると、近因もあれば遠因もある、之を遡つて究めますると全く際限のないこととでございますが、今回の事件の如きもそれと同様でございまして、此事件が由つて起りました所の原因を調べて見ますれば、現代の政治上、社會上、經濟上、其諸般の事情が伏在して居るに相違ございませぬが、是等の事情を吟味するだけの時間を持たぬと巧な遁辭を述べて軍人の政治運動に關することであります。

と述べ、滿洲事件の世界的影響に言及し、青年軍人の思想上に變化を與へたと稱して左の如く所論を續けてゐる。  
殊に青年軍人一部に於きましては、國家改造論の如きものが擡頭致しまして、現役軍人でありながら政治を論じ、政治運動に加はる者が出て來たことは争ふことの出來ない事實である。

軍人の政治運動は上御一人の聖旨に反し、國憲國法の嚴禁するところであります。明治十五年一月四日 明治大帝が軍人に賜りました所の御勅諭を拜しましても、軍人たる者は世論に惑はず、政治に拘らず、只々一途に己が本分たる忠節を守れと仰出されて居る 聖旨のある所は一見明瞭、何等の疑を容るべき餘地はないであります。

と述べて、伊藤公の憲法義解、陸海軍刑法其他の法規を引用して後、

詰り陸海軍は國防の爲めに設けられたるものであります。政治外交、財政、經濟等の如きは寧ろ軍人の知識經驗の外にあるのであります。若し軍人が政治運動に加はることを許すと云ふことになりますと、政爭の結果遂には武力に懇へて自己の主張を貫徹するに至るのは自然の勢ひであります。立憲政治の破滅は言ふに及ばず、國家動亂、武人專制の端を開くものでありますからして、軍人の政治運動は斷じて嚴禁せねばならぬのであります。」

現役軍人の政治運動參加云々と強調して居るのであるが、其運動と稱する齊藤代議士は如何なる根據に基いて論じて居るのであるか、政治運動の限界が不明である、若し現役軍人の政治干渉を以て不祥事を惹起する原因なるが如き見解をなすものなりとせば之大なる謬見である、殊に現役軍人の政治干渉は軍人勅諭の嚴禁する所にして、聖旨に背くこと一見明

瞭なりと言ひ、其例を擧げて軍人は世論に惑はず、政治に拘らずとの一節を引用して居るのであるが、斯の如きは却つて同代議士か軍人勅諭乃至軍人に關する諸法規に對する造詣の淺薄さを物語るものではあるまいか、否らずば故意に軍民離間の策謀を爲せるものと推断せざるを得ないのである。

抑々現役軍人の政治干與なるものゝ制限は勅諭に、世論に惑はず政治に拘らずとの一節を以て、彼此論議せらるべきものに非ずして、陸海軍刑法及軍隊内務書、衆議院議員選舉法及治安警察法等に於て規定されたるものであつて、以上の諸法規の許す範圍に於ては寧ろ進んで政治の全般を研究調査し、國防上の要求に適合せしむべき責任がある。況んや近代戰に於ける戦争要素の複雑化に伴ひ、陸海軍事の關係範圍は益々擴大され、單に外交、財政、國民教育等に限らず經濟、産業、交通、司法、社會政策に至るまで軍事と沒交渉たることは一としてあり得ない事實に於て極めて明白である。帝國憲法の條章に明示せるが如く、陸海軍大臣は單に軍政の主宰者たるのみならず、一般政治に付き國務大臣として補弼の重責を有することは一見明瞭である、のみならず陸海軍兩省及參謀本部、軍令部、其他軍政を司る軍衙に勤務する現役軍人が其官制の規定に基き、其職責上國務大臣たる軍部大臣を補佐する爲め國防と一般政治との關係を調査研究し、政治をして國防上の要求に合致せしむる重大なる責任あることに照しても明である。更に帝國憲法第三十二條に「本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に抵觸せざる限り軍人に準行す」と明示されることよりしても、前記の如く法規の許す限りに於ては軍人と雖も國民の一員として政治に無關心たる能はざることは勿論である。其他勅諭に於て軍人の政治干與を禁せ給ふことにあることは、該勅諭は現役軍人にのみ賜りたるものに非ずして、在郷軍人にも適用せらるべきものにして、明治二十八年五月十三日陸海軍人に賜りたる勅諭中に「汝等其れ能く朕の訓諭を尊奉し、以て隊伍に在るものと散して郷闈に歸るものとに論なく、五事を服膺して軍人の本分を恪守し、一誠以て他日の奉勅を期せよ」と仰せられたることに依つて明瞭である、故に若し明治十五年一月四日賜りたる軍人勅諭中の世論に惑はず、諭旨に拘らず、の一節を以て率すべきことである。

軍人の政治干與の禁止事項と解するとせば、在郷軍人の政治干與も嚴禁さるべきである。然るに其事なくして在郷軍人は一般國民と同様選舉権も被選舉権も附與せられて居るのである故に、現役軍人の政治干與を制限しあることは、勅諭中の政治に拘らずと言ふ一節にあらずして、前記の如く陸海軍刑法、軍隊内務書、其他の法規に依つて制限せられたるものにして、此法令規則の制限せる範圍に於て現役軍人が一般政治に干與することは、其の職責上寧ろ進んでなすべきことは前記の通りである。世人の充分なる研究をするは勿論、將來かゝる聖典に關する論義を一掃し、正しき認識の下に誤解を生ずるが如きことなきを希望する。依つて軍人勅諭中の世論に惑はず、政治に拘らずと御諭へ給ふことは之を一例を挙げて述べんに、彼のロンドン海軍條約を締結したるとき當時の政府は政黨内閣であつて絶對多數黨の政府であつた故に、此多數黨の支持を得て締結するに至つたのであるから、反対するに當らぬと言ふ議論や、又全權歸朝の際政黨の虛偽にして輕薄極まる宣傳が力あつて、御祭騒ぎの歓迎風景を見るに至つた、此等の情況を見て國防完備の重大なる責任ある軍人が多數黨の政府の所爲なるが故に、又世論も沸騰しつゝあるを以て國防の危弱も已むを得ぬ等の觀念を抱くことなく、統帥權干犯の事實は飽くまで其の干犯の事實を擧げて之を戒め、國防上の危險の生ぜし事實は飽くまで其の危險なる事實を擧げて之を防止する方法を探り、即ち如何に多數黨の政府の政治と雖も、其の過誤あれば其政治に拘泥せず、如何に無責任なる輿論が沸騰すると雖も、其世論に惑はず政爭の闇外に儼然と卓立して一意本分たる國防の完備を期すべく軍務に盡瘁すべきことである。

此の態度こそ世論に惑はず、政治に拘らずとある軍人勅諭の聖旨に副ひ奉る所以である。即ち我國體の眞姿に鑑み建軍の目的、皇軍の理想を認識して聖旨の在る所を拜察し、輕佻浮薄、非理、淺薄なる言論を弄して世人を誤たしむることなきを切望して已まぬ。

更に五・一五事件の公判筆記を読み、又は傍聴しての所感を述べて曰く法廷に於ける被告人等の態度は極めて堂々たるもので、犯罪の動機、犯罪の事實を何等包み隠さずして陳述する所は、流石青年軍人の面目實に躍如たるものがあります。是は固より彼等の爲したる事が、國家社會を思ふ所の熱情より逆りたる所謂憂國慨世の國士的でありますからして、内に顧みて自ら疚しき所はないのみならず、難に臨んで卑怯千萬の振舞をしてはならない軍人精神の發露としては當然のことであります。併しながら惜しむべきことは、如何にも其思想が單純でありまして複雑せる國家社會を認識する所の眼界が狭隘なると言ひ、其事實として今日の政黨、財閥、支配階級は悉く腐敗墮落して居る、之を放任せば國家は滅亡する、之を救ふには日本國家の大改造をやる外はない。從來の外交は軟弱である、倫敦條約は屈辱である、天皇親政、皇室中心の政治を行はねばならぬ、犯罪の動機は何んであるかと問はるれば、權藤某の自治典範、北某の日本改造法案を読んで感動した、朝日某の斬奸狀を読んで刺殺されたと言ふ、其思想の單純であることは思ひ知らるゝのであります。

例へば倫敦條約は統帥權の干犯と言ひ、天皇親政皇室中心の政治と言ふが、一體どう言ふ政治を行はんとするのであるかと言ふとさつぱり分つて居らぬ。

唯或者が今日の政黨、財閥、支配階級は腐つて居ると言ふと一圖に之を信する、倫敦條約は統帥權の干犯であると言ふと一圖に之を信んする、國家の危機目前に迫る、直接行動の外なしと言へば一圖に之を信んする。斯の如くして軍隊教育を受けて忠君愛國の念に凝り固まつて居りまする所の直情徑行の青年が、一部の不平家、一部の陰謀家等の言論を其儘鵜呑みにして複雑せる國家社會に對する認識を誤りたることが、此事件を惹起するに至つたる所の大原因であつたのであります。(と述べて)是等の青年軍人の思想が、或は陰謀となり、或は直接行動となつて世に現れでた其行動に對する軍部當局の態度であります。第一は昭和六年の三月事件、第二は同年に現れました所の十月事件、此事件の内容は申

しませぬが、事件の性質其ものは其後に現れた所の五・一五事件及び今回の叛亂事件と同一のものでありますて、同一の系統に屬するものであります。然るに此事件に對し軍部當局は如何なる處置を執られたかと言ふと、之を闇から闇に葬つてしまつて、少しも徹底した處置を執つて居られないであります。凡そ禍は之を初めに斷切ることは極めて容易であります、同時に將來の禍を防ぐ所の唯一の途であるに拘らず、之を曖昧の裡に葬り去つて將來の禍根を一掃することが出来ると思ふ者があつたならば、それは非常なる誤りであります。昔の諺にも寸にして断たざれば尺の憾みあり、尺にして断たざれば丈の憾みあり、假令一木と雖も之を双葉のときに伐取ることは極めて容易でありますが、其根が深く地中に蟠居するに至つては之を倒すことは中々容易なことではない。と言ひ、更に語を進めて五・一五事件の軍人の刑の輕きに失したるかの如く、民間の刑の重きは裁判の公正を缺くものゝ如く述べて、三月事件の軍部の態度が十月事件を喚ひ起し、十月事件に對する軍部の態度が五・一五事件を喚ひ出し、五・一五事件に對する軍部の態度が實に今回の一大不祥事を惹起したるものゝ如く觀察を下して居るのである。」

吾人も五・一五事件の被告等が憂國慨世の國士的行動で、其公判廷に於ける態度が堂々にして潔く陳述し、如何にも青年軍人の面目躍如たりしことに思はず敬意を表した、又彼等の思想が單純で國家社會を認識する眼界の比較的狭隘で、直情徑行であつたことも首肯し得る、又犯罪の動機が權藤某の自治典範、北某の日本改造法案を読んで感動した、朝日某の斬奸狀に刺戟されたことも其一部分であらうことも首肯し得る。又一部の不平家乃至は陰謀家の言論に動かされたことが絶対ないとは斷じ得ないにしても、以上の如き青年軍人の思想と直情徑行なる性格が不平家や陰謀家の言論を鵜呑みにして、國家社會の認識を誤つて、五・一五事件を惹起したる大原因であるとの所論には断じて同意し難く、而已ならず大いに見解を異にするものである、否其謬見なることを指摘せざるを得ぬ。

何となれば不平家や陰謀家が突然出て來たのでもなければ、權藤某の自治典範は筆者は知らざるも、北一輝著日本改造

法案や、朝日平吾の斬奸狀の如きは十年一昔以前より出版され販賣され、或は交布もされて居たのである。此の事實に鑑みても事件發生の原因が以上同代議士の所論の如くに非ずして、諸種の文章や言論に感激して、直接行動を斷行し易からしむる國家運營の缺陷と之より生じたる國家の變態症狀を現出するに至りたる、誤てる政治の運行に大なる原因のあることは極めて明確にして、以上は五・一五事件の判決理由書に依るもまた明である。更に過去十年間に於ける諸種の出來事の記憶を辿つて、該事件の發生原因を判断する資料を擧ぐれば實に枚舉に遑がない、其の主なるものを擧ぐれば、第一が朴烈、金子文子の大逆事件之に關する怪文書、怪寫眞、立松判事の進退問題、田中大將の機密費事件、又は三百萬圓事件若槻邸に白木の寢棺を擔き込んだ事件、田中大將暗殺未遂事件、江木翼氏邸の斬奸狀朗讀事件、同氏に對する糞尿掛け事件、濱口邸の糞尿汲み掛け事件、山梨事件、賣動事件、對外問題としては南京事件、濟南事件、張作霖爆死事件等々之等の原因是事實の有無に拘らず、一方は事件の事實を採み消さんとし、或は事實は無なるも有なりと世人に信せしむべく事件の擴大を策し、政黨相互間の陰謀術數が其大部を占め、其攻撃軍の言論の矯激露骨を極めて居たることは當時何人も齎しく知る處である。然るに此時代に於て憂國慨世の國士的行動を發見する事を得ざりし事は、一體何故なるべしと判定すべきである乎、不平家や陰謀家の言論を鵜呑みにするに至るまでには、世上に其の言論を鵜呑にするに足るべき判然たる罪惡が現出せられる處にあるではあるまいか、何となれば單純であり直情徑行の私心なき憂國慨世の國士的氣持の所有者は、不平家や陰謀家の言論以外の言論にも同様單純である筈なのに、矯激なる言論をのみ鵜呑にするまでには、前記の如く余りに明白なる罪惡とも言ふべき實相が眼前に展開されるが故に、棚曝の改造法案や斬奸狀が著しく國士的青年に刺戟を與ふる結果となるのである、故に吾人は其等の行動を是認するものには非ざるも、一入同情を禁する能はざるものがある。而してまた不平家や陰謀家而已を恨み難しとする氣持を有する、要は不平家なく陰謀の餘地なき國家社會を形成することが不祥事を根絶する所以であり、此處に著意する事が肝腎なことである。

何ぞ不祥事の原因を軍當局の態度如何に歸すべきであるか、五・一五事件の被告の刑か軍人は輕く民間は重しと同代議士が論ぜられたるも、世人の多くは軍人の刑が適當で民間の刑が重きに過ぎたりと叫んだではないか。顧れば彼の大逆事件の被告朴烈、金子文子に對しては刑法第七十三條を以て處刑すべきは法律の規定する處である。此の大逆犯人に對して時の政府は刑一等を減する減刑の處置を執つたことさへあるではないか、吾人は幾多の議論は有するも、神聖なる裁判をして決定以後彼此論議するを好まない、之即ち裁判の神聖を保持せんが爲めである。兎に角私心なき犯罪行爲は恐らく嚴刑酷罰によつて之を豫防し、之を絶滅せんとするとは極めて困難である、否絶對不可能なことである。殊に我大和民族の性格に於いて然りである。回顧せば、明治維新の勤皇の志士が幕府の強權なる抑壓、淒惨なる格闘、慘酷る極刑等を以てしてよ、遂に起り来る尊皇愛國の志士仁人は如何ともする能はざりし事實に鑑みるとき、將來の不祥事を根絶せんと欲すれば、時代に適應する國策を樹立して明治維新皇謨の御旨を體して、聖旨の在る所を國民生活の上に具現するの外はあるまい。齋藤代議士は古諺を引用して寸にして斷たされば尺の憾あり、尺にして斷たされば丈の憾あり、例令一木と雖も之を双葉のときに伐取るは容易であるが、其根が深く地中に蟠居するに至つては之を倒すことは中々容易なことではないと言つて、五・一五事件の刑の量定に言及し、而して昭和六年の三月件事の軍部の態度が同年十月の事件を惹起し、此事件の態度が五・一五事件を惹起し、五・一五事件の軍部の態度が一・二六事件を惹起したるものと觀察し、徹頭徹尾軍部當局の態度を批難して、諺を引用せるが如きも、此同代議士の古諺の引用は以て現今の政界に引用すべきではあるまいか。況んや同代議士は最初舊來の陋習を追うて優柔不斷の政治は許されない、速かに此陋態を打破して一大革新を爲すべき國家的國民的要求は澎湃として、吾々の眼前に押寄せて來て居るのであると斷言してゐる。然るに其結論は無理彌多羅に我田に水を引かむとする結果を暴露し、陋習を追ふべからざるを知りて陋習を猶追はんとするの惡弊がある。若し同代議士が無意識的に述べ來りたるものとするも、無意識なれば無意識なる程政黨政治の惡弊たる其病膏肓に達し、此の恐るべき病根

は容易に断ち切る能はざるまで、同代議士の所論の如く地中深く蟠居するに非ざるかを思はしむるのである。此の病根こそ諸種の不祥事を惹起する原因とり、社會不安を譲成する禍根である。齋藤代議士の一大反省を促して已まぬ。

#### 齋藤代議士演説

更に我國民中には外國思想を受け易い分子があり、歐羅巴戰爭後に於いてデモクラシーの思想が旺盛になるとデモクラシーに趨り、其後赤化思想が起ると又之に趨る者がある、或はナチス、ファツシヨの如き思想が起ると又之に趨るものがある。思想上國民的自主獨立の見識のないことは御互に戒めねばならぬことである。(と言ひ)極端なる右傾極端なる左傾も右傾と左傾と進み行く道は違ふけれども、歸する所は政治組織、國家組織の破壊であり、無產大衆の名に於て又一方は愛國の名に於て行はんとするが危險なることは同一である。日本の國家組織は建國以來三千年來牢固として動くものでない、終始一貫して何等變りはない政治組織は明治大帝の偉業に依つて建設せられたる所の立憲君主制はより外に國民の進むべき道は絶対にないあります。と言つて居る。

更に軍首腦部の指導に關して臆測を爲し野心政治家を難じたる後、要するに一刀兩斷の處置を爲さねばならぬと述べ、支那の兵法六韜三略中に「恕るべくして恕らざれば奸臣起る、倒すべくして倒さざれば大賊現る」と引用して全國民に代つて軍部當局者の一大英斷を希望して居るのであります。と述べ

二・二六事件に對し中央地方の別なく、上下有ゆる階級を通じて非常に憤慨して居り、國家の重臣を軍人の銃剣に依つて虐殺したことが國民の堪へ難き苦痛であると言ひ、言論の自由が拘束せられて公然之を口にすることが出來ず、僅かに私語の間に洩し、目を以て告ぐる等專制武斷の封建時代と何等變る所がない。而已ならず事件に付て重大なる責任を擔ふ所の陸軍當局が内務省には政黨人入るべからず、某々は軍部の思想と相容れぬから排斥する、最も公平なる肅正選舉に依つて國民の總意は明に表明せられ、之を基礎として政治を行ふのが明治大帝の降し賜へる立憲政治の大精神で

あるに拘らず、一部の單獨意思に依つて國民の總意が蹂躪せられるが如き形勢の見ゆるのは、甚だ遺憾千萬の至りに堪へぬ。と述べ、それでも國民も政黨も沈黙して居る、此の狀態が何時まで續くか、人間は感情の動物である、國民の忍耐力には限りがある。私は異日國民の忍耐力の盡き果つる時の來らないことを衷心希望するのであります。

更に此非常時を乘くるものは如何なる力であるか、場合に依つては軍隊の力に依頼せねばならぬ。併しながら軍隊のみの力ではない、又場合に依つては銃剣の力に俟たねばならぬ、併し銃剣のみの力ではない上下有ゆる階級を通じて一致和合したる全國民の精神的團結力はより外に此難局を征服する所の何物もないのであります。

と結論して居るのであります。

吾人も我國民中に外國の思想を受け易き分子があつて、齋藤代議士の説の如く諸種の思想傾向に趨るを遺憾とし、思想上に國民的自主獨立の見識の缺乏は國民相互之を戒むべきは當然のことと信する。而して極端なる左傾と右傾とが一方は憂國の名に於いて一方は無產大衆の名に於いて行動せんとするが、歸するところは政治組織、國家組織の破壊にして危險なることは同一であるとの説、並に我國家組織は建國以來三千年牢固として動かず、終始一貫して變りなく政治組織は明治大帝の偉業に依つて建設せられたる立憲君制如是より外に國民の進むべき道は絶対にないとの説には賛成し得るも、茲に吾人は一言なきを得ぬ。即ち大日本帝國の國家組織は三千年來牢固として動かざるも、變革を志すが如き不逞漢の存在なしとは斷じ難き實情なることは同代議士の言にても明である、亦愛國の美名の下に危險思想を抱く極右を排すると共に大衆の美名の下に危險思想を抱く極左を退くべきは勿論である。同時に立憲政治の美名の下にデモクラシーを謳歌し、議會中心主義を標榜するが如き民主主義に趨るが如き、我國體と相容れざる政治思想も前記の極右極左の危險なることと一般である。況んや此議會中心主義なる思想は公黨を以て任する政黨の抱懐する思想なるに於いて、其危險なることは他の比にあらず、齋藤代議士も國民の進むべき道が明治大帝の偉業に依つて建設せられたる立憲君主制なることを主張す

る以上は、民主主義に根底を置く議會中心主義なる思想が我欽定憲法の精神に悖り、國民的、自主獨立に基く思想なるや否や胸に手を當てなば愕然として覺るところがなければならない。斯の如き思想に根底を置くが故に統帥權の干犯の事實顯著なるものありと雖も、平然として統帥權の干犯とは何を指すものなるや等の愚問を發して憚らざるが如き、醜惡なる結果を暴露するに至るのである。將來の國民は欺瞞され難く愚弄すべからざることを知悉するを要す。同代議士が支那の兵法六韜三略の「恕るべくして恕らざれば奸臣起る、倒すべくして倒さざれば大賊現る」とあるを軍部當局の英斷を希望するとして引用せるも、是等は其見當の相違甚しく、當に敵は本能寺にありとの感を禁じ得ない、此一事より見ても如何に同代議士等が國內情勢の認識を缺くものなるかは想像するに難くない、亦二・二六事件に對して憚らざるが如く述べて居るけれども、國民の大部分は事件其ものに對してのみ憤慨したるものに非ずして、事件を惹起するに至りたる原因、即ち爲政者の無爲無能無自覺なりしこと、認識不足に對して憤慨したのであることを忘却すべきでない。

若し二・二六事件を論ぜんとせば、思ひを此處に及ぼして然るべきたま、國民の大多數は純情にして一點の私心なき前途有爲の青年が、死を期して國憲國法を犯し、大命に抗するが如き結果に到達したる其行爲に對しては、大日本帝國の國體よりして之を憾むも政黨者流が他山の石なるかに視するが如き言動を發し得べきぞ。以上は自ら襟を正さしむる同事件裁決の理由書を推察するも極めて明瞭である。猶言論の自由が拘束せられ、專制武斷の封建時代と何等變る所なしと斷じて居るが、我憲法に規定せられたる範圍内の所爲は、決して專制武斷の封建時代と同一ならざることは多言を要せぬ。口を開けば憲法政治云々を叫ばんとする者としては聊か見當違ひの言語ではあるまいか。殊に廣田内閣の組織せらるるに當つて陸軍當局の警告せるに對し、國民總意の蹂躪せられたるが如く論せるが、彼の警告によつて内閣の組織が國民の期待に多少とも近づきたることは事實である。然るに同代議士は肅正選舉に依つて國民の總意は明に表白せられ、之を基礎として

政治を行ふべきを主張せるが如くにして、かかる内閣の組織せられざりしを以て此の言を爲せるが如きも、如何に肅正選舉なればとて過去幾十年に亘る政府自ら國法を破り、或は破ることを督勵し來り、剩へ地方自治團體まで政黨が侵蝕し選舉民の陋習たる時大思想に動かされ勝なる選舉の實相なるに於ては國民の總意は未だ明確に表白せられないものである。後來幾回か幾十回か公平なる肅正選舉を勵行し、眞に公平なる選舉が實行されたる場合は國民の總意の表白せられたりと言ひ得る時代も来るであらう。而かし此の場合と雖も政黨自體が内閣を組織せねばならない理由は、我欽定憲法に照して絶対あり得べからざるものである。政黨は飽まで政黨であり、議員は飽まで議員である、自己の權利義務即ち國政參與の責任を盡くして奉公を盡すのみである。故に内閣の組織は政黨の頭數如何に不拘、政黨派を超越して人材を廣きに亘つてこそ外國の長を採り短を捨て、皇國の歴史と國情を加味して作られたる政治組織の真價を發揮し得べく、且萬國に比類なき欽定憲法下に於ける立憲君主政治である。同代議士は更に人間は感情の動物である、國民の忍耐力には限りがある、異日國民の忍耐力の盡き果つる時の來らないことを希望して居る。如何にも所論の如く、人間は半感情の動物である故に羈道を戒め、億兆一心の國體の精華を發揮すべく政黨政治を不可なりと簡単に結論し得るのである。國民の忍耐力に限りあるべき事實に於ては、何時迄も國民に口先ばかりの畫餅にて空腹を満たさせんとするが如き虚偽なる國策の發表と、無責任なる宣傳政治に華を咲かせんとするが如き積弊を改むべきである。然らば希望の如く國民の忍耐力の盡き果つるが如き憂ひは解消するのである。更に此の非常時を突破するには、上下有ゆる階級を通じて一致和合、以て全國民の精神的團結力の外なしと言はれて居るが、何人も異存あるべからずとする。無らば精神的團結力の強化を圖る方法手段を肝要なりとする。

之を要するに齋藤代議士の演説は認識不足と無責任なる一語に盡るものである、殊に二・二六事件の原因の推斷たるや

暨然として言ふことを知らず、狡智も徹底せば斯の如き言を爲さしむるかと思へば、政黨政治の腐敗の極度を想像するに難からざるものがある。

顧ふに政黨政治は序説に述べたる如く、過去十年に亘り徹頭徹尾霸道を辿り政争に急にして政策を怠り、忠良なる國民大衆を欺瞞し來りたることは國民生活の現状に鑑みて明白である。

然して一方に思想善導を唱へながら、一方には國法を棄り國憲を輕んするが如き所爲を忠良なる警察官や地方自治體の吏員に至るまで注入督勵するが如き事實は、全國的に而かも露骨であつた、如何に國民思健想全なりと雖も、斯の如き施政下に於ては動搖を來たし、左右兩翼に趨り易からしむるまた必然の勢ひである。斯の如き狀態の中に彼のロンドン條約の締結せらることありて、而かも該條約たるや、最も國防をして不經濟に導き危弱に陥らしめ、屈辱的にして憲法の條章に照し統帥權干犯の事實また明白であり、政黨政治の弊害をして遺憾なく暴露せしことは不祥事發生の大なる原因の一つに算ふべきことである。茲に於て筆者は不祥事勃發の原因其他に關し、齋藤代議士と甚しく意見を異にする點に付き聊か記せんに、歐洲大戰の結果政治が國防完備と極めて緊密なることを特に味ひたる軍部當局は、政治研究に大車輪の努力を惜まさるに至つた事は其職責上當然のこととは言ひながらも、其誠忠誠實に對しては何人も敬服する所である。然るに一方民主主義思想を謳歌する政黨政治は倍々墮落し、腐敗の行路を辿るのみにして内に於ては思想の混亂動搖、國民生活の不安、困憊と共に輕佻浮薄の風潮は滔々として停止するところを知らざるに至つたのである。此の状勢の中に前記の如き屈辱ロンドン條約の締結せらることありて、外交は不振追隨、消極、退嬰をことゝし、隣邦支那に於ては愈々日本與し易しと見て排日排貨、遂には抗日侮日行爲と惡化し、其行爲は日に月に熾烈を極めつゝも、政府の無能を以てしては如何ともする能はざる事態となり、愛國の至情に燃え立つ憂國の志士仁人の間に革新論の擡頭するに至りたることは、天下周知の事實である。斯くなる中に穩忍自重を續けたる軍部、特に陸軍が満鐵本線を曝破せる舊奉天軍の暴舉を默視し難下周知の事實である。斯くなる中に穩忍自重を續けたる軍部、特に陸軍が満鐵本線を曝破せる舊奉天軍の暴舉を默視し難あるまいか。

しとして堪忍袋の緒を斷ち切つて起つたのが彼の滿洲事變である。然るに當時の政黨は如何にと云ふに、先にも述べたる如く、國是を知れるが如しと雖も、國是を遂行するを知らず、却つて軍部横暴なり等の言を發して國論の統一を阻害する有様であつた。然るに皇道扶翼に邁進せる報國獻身の軍部は自ら國論統一に乗り出して大陸政策、即ち東亞の平和確保に貢献したのである。此時國民は軍部の活躍に目を醒し一時に緊張して、思はず 天皇陛下萬歳、陸海軍萬歳を高唱したのである。此處に於て政黨は舊來の陋習を打破すべき好機に遭遇したるも、舊套依然たるを以て諸種の不祥事を惹き起すに至り、彼の五・一五事件の勃發するに至つたことは疑ひの余地なき所である。

五・一五事件の被告等の法廷に於ける陳述に残れることより推察せば、一代の政治家犬養木堂翁は全く政黨無目覺の犠牲となつて昇天せられたのである。其後非常時の波に便乗して舉國一致を名乗つて齋藤内閣出現したりと雖も、遂に無爲無策に終始し、軍部大臣の努力も内閣の首班に其人を得ざりし爲め効果なく、折角緊張せる國民精神も弛緩し、官紀綱紀は紊亂頽廢して重臣ブホツクや新官僚の策動等の噂が世上に傳はり、即ち上見れば妖雲棚引き下見れば數條の暗流の存するかを思はしむる事態を形成するに至つたのである。此の暗喩たる中に帝人疑獄の檢舉せらることとなり、齋藤内閣は醜政愚策を暴露し悄然として其委を沒した。茲に於いて國民は今度こそは充分時局を認識し、強力勇斷なる内閣の出現するならんと期待したのであつたが事實は否らず、國民の期待を裏切つて重臣ブホツク新官僚策動の噂さが實を結んで現れたるかを痛感せしめた、即ち無氣力無能なる岡田内閣が朦朧として出現したのである。岡田内閣は自ら弱體たることと無能なることを自覺し内閣審議會を設けて避難所とし、野黨切り崩しの妖刀に用ひたのである。即ち人の爲めに官制を設けて憲政の本義を棄り國政を玩弄するの標本となつたのである。然るに此の憲政の本義を棄り、國政を玩弄する内閣を絶対支持すると力みたる政黨の存在したるに於ては、政黨自らも憲政の本義を棄り、國政玩弄の譏りを免るべからざるではあるまいか。

斯くて妖雲は倍々濃厚に暗流は倍々深まり行くが如くなりしも、是を拂ひ是を除かんとする術を知らず、能力を有せず、國務を彌縫して以て一日の安きを貪り、其政治状態の弛緩たるや殆んど言語に絶する有様であつた。かかる事態を暴露せる最中に皮肉にも天皇機關説が問題となり、鰐の面に水を以て任じたる岡田内閣も國體明徴に關する聲明を二回に亘つて發表したのである。而かし其解決は不完全に終つたのである。此の重大なる國體明徴問題の不始末は禍根を將來に残し、愈暗雲低迷するかの全く國民の公憤を激發したるは勿論、重臣ロボット内閣たるを裏書せるものの如き感を深からしめ、國民をして不快此上なしと呼ばしむるに至り、憂慮措く能はざしむる事態に陥らしめたのである。以上の如き天皇機關説問題は未解決の儘議會は解散せられ總選舉は行はれたのである。而して總選舉後に於ける閣議に於ては政局安定の故を以て國策を樹て、政策を行はんとするに非ずして選舉の結果に非ざる取引議員の頭數如何の胸算用であつた。かかる事實は當時の新聞紙上に報道せられたる所である。顧ふに齊藤、岡田兩内閣は時局安定の爲め國家的、國民的要請の一大革新を斷行し、飛躍する國民の希望に副ふべく國務整理に努力すべきが其大使命であつたにも拘らず、無爲無策無能と言ふべきか全く國務を彌縫し優柔不斷以て一日の安きを貪り、國民の不安は倍々増大するのみにて深憂に堪へざらしむるに至り、遂に一二・六事件の展開を見るに至つたのである。

要するに五・一五事件、一二・六事件等は爲政者の無自覺と怠慢なりしことに重大なる責任があるのである、而し過去を責め過去を論じて嘆息を續けんより將來に對處して過去を償ひ、以て皇運を扶翼し奉るべきである。之れ廣田内閣に課せられたる大使命であることと信ずる、果して廣田内閣は大使命を達成し得る否や、吾人は廣田内閣が豫期の成果を收められん事を切望して已ます。

(完)

